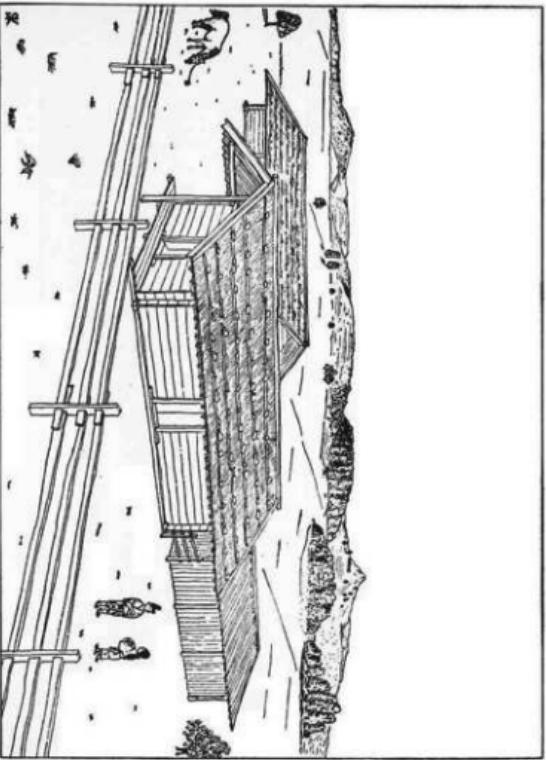


昭和45年3月

秋田県文化財調査報告書第22集

胡桃館埋没建物遺跡第3次発掘調査報告書



秋田県教育委員会



北秋田郡鷹巣町所在、胡桃館埋没建物遺跡の緊急発掘調査は今年度の第三次の発掘調査で終了することになりました。

今年度の調査も昨年と同様、雨にたたられ、調査は非常に困難でありました。それにもかかわらず、調査員各位の協力によって高床の倉庫らしい建物、それに架設された状態で梯子などが発見され、多大の成果をおさめて終了することができました。

全国的に見ても平安時代の建物遺構が4棟も、かなり完全な形をとどめて発見された遺跡は珍らしいものと聞いております。

本報告書は第三次の発掘調査を中心にし、それに加えて、過去三年間の成果を含めたもの、すなわち「まとめ」のような形にしたものであります。

については研究者はもちろん、広く文化財保護に関心をもっておられるかたがたのご活用をお願いする次第であります。

最後に三年間の調査団長として本調査を担当された奈良修介氏をはじめ、各調査員、ご協力された鷹巣町関係者ならびに県立鷹巣農林高等学校郷土史研究部生徒、秋田大学学生諸君の労苦に対し、深甚の謝意を表するものであります。

昭和45年3月

秋田県教育委員会

教育長 伊藤忠二

序

目 次

第1章	発掘調査にいたるまでの経過	1
第2章	第3次発掘調査	4
1.	調査の構成	4
2.	調査日誌	4
3.	名トレシチの調査概要	7
4.	建物遺構	9
5.	出土遺物	11
6.	植物体	13
7.	遺跡周辺の史料	14
第3章	総括	20
1.	考古学上よりみた本遺跡出土遺物	20
2.	建築遺構	35
3.	発掘調査で出土した植物体	45

表・図・図版目次

第1表	「胡桃館」遺跡出土遺物一覧表	20
第2表	出土土器数値表	
〃	椀	22
〃	壺	22
〃	鉢	22
〃	甕	22
〃	坏	22
第1図	第1トレンチW壁土層図、第2トレンチ S壁土層図	47
第2図	第3トレンチ南面土層図、第4トレンチ土層図	48
第3図	遺物(鍋合)	49
第4図	木器(〃)	50
第5図	墨書き土器(〃)	51
第6図	遺跡全体図	52
第7図	第3次(昭和44年度)調査図	53
第8図	第4トレンチ発見建物(豊島)	54
第9図	B1・B2建物復原図(細見)	55
第10図	C建物復原図(細見)	56
図版第1図	第1・第2トレンチ写真	57
図版第2図	遺物出土状態	58
図版第3図	建物遺構	59
図版第4図	建物遺構	60
図版第5図	梯子の出土状態、須恵器	61

第1章 発掘調査にいたるまでの経過

遺跡の位置

秋田県の北部を西流する米代川の中流域に、北流して来た阿仁川と合流する。これらの川の合流によって形成された沖積盆地、所謂鷹巣盆地の中央・盆地床に遺跡は営まれていたものである。遺跡は奥羽本線「鷹巣駅」の西北約1km、町立鷹巣中学校に隣接する野球場の外野、センター寄りで発見されたものである。野球場北側水田中にも遺跡は拡大しているものと考えられる。尚遺跡の名称は字名の胡桃館をとて「胡桃館埋没建物遺跡」とした。

行政区割は

秋田県北秋田郡鷹巣町櫛子字胡桃館1番地、同町坊沢字上野3番地五万分の一地形図「鷹巣」(弘前11号)

発掘調査にいたるまでの経過

当地(胡桃館遺跡)付近から遺物が出土するのは大部以前から知られていた。それがこの地に同町の統合中学校が建設され、付帯の運動施設工事中に遺物の発見から遺跡の発見へと拡大されていった。昭和38年、40年の再度の緊急調査を経て、42年、43年、44年の3次にわたり発掘調査が実施された。

(1) 昭和38年の調査概要 (第6図参照)

グランド造成中に発見された柱列は二群で、一つは円柱群で、他は柵列である。

イ 柱立円柱列

はゞ東西線上にある6本で、この6本は更に3本を単位に構成される。3本は千鳥に配列され、それぞれ両端に位置する円柱の上部には東西線に平行する貫穴が穿かれている。工事の関係で4本は切断されたが、切断をまぬかれた2本の柱はその後掘り上げられ保管されている。

東2円柱(現存)

長さ 3.2m

柱根径0.7m

上部径0.43m

西3円柱(現存)

長さ 2.9m

柱根径0.37m

上部径0.25m

上記西3円柱には、柱根部より1mのところに巾約20cmの磨滅痕が一周する。往古の地表面と接する点とみられる。

ロ 柱立柱列

前記円柱列より西北方に約15mはなれて東西に弧を描く柱列が発見された。柱は厚さ5cm×巾20cmの板状のもので、30cm間隔に25cmの貫穴がある。貫穴は現在3段を数えることが出来る。柱間は4~5.8mの間隔を保っていた。

貫穴には貫材厚さ 5 mm × 幅 250 mm が通され構造の柱列を構成する。

(2) 昭和40年の調査概要

グランド北側の土取り作業中に発見され、それに付随して緊急調査がなされた。その結果土居と扉が発見された。

土居は断面 350 mm × 390 mm で、長さ 11.8 m あった。両端は目途穴があけられていた。土居のはゞ中央に柱が 4 本（3 間）あって、その柱間は、中央が 151 mm と広く、両側が 127 mm であった。柱間には蹴放があり、その外側に扉が立てられていた。扉は外に開く、両開きのもので、軸摺穴は直接土居にあけられていた。現在残っている扉の高さは約 600 mm である。壁板は南西に一段傾位置のままのものがあった。

梁間は北側が水田の関係から完掘していないが、東西に各々 1 ケ所扉があった。出土品は建物内西南隅から 1 ケの須恵器を出土している。

(3) 第一次発掘調査概要（昭和42年）

発掘区はグランド内発見の柱列を A 地区、グランドに隣接する東北方の水路の建物遺構を B 地区、昭和40年に調査した建物遺構を C 地区とそれぞれ区分し調査を進めた。

イ A 地 区

昭和38年の調査で前記のごとく円柱群と樋列の 2 ケ所に遺構が発見されている。前者を A 1、後者を A 2 とした。調査は昭和38年の遺構を確認し、実測するにとどまった。

ロ B 地 区

建物遺構 2 棟発見された。北側の建物遺構を B 1、南側の建物遺構を B 2 とした。

B 1 は桁行 7.2 m、梁間 5.5 m、出土遺物は机、須恵器が数点出土した。

B 2 は桁行 8.8 m、梁間 6.7 m の建物で土居の上に柱、壁板、扉等の施設がなされていた。扉は南、東西にあって全て内開きであった。調査日数の関係で完掘に至らなかった。

ハ C 地 区

昭和40年の調査で一部露出した建物遺構を更に発掘した。桁行 11.8 m、梁間 9.0 m の建物で、土居の上に柱、壁板、扉等の施設が残されていた。扉は南に 3 ケ所、北に 2 ケ所、東西に各々 1 ケ所あった、いずれも外開きのものであった。東西の扉はすでに流失していた。南は全部閉じた状態で発見された。北の扉は東のものが半開き、西のものは閉じた状態であった。壁板は一部残っていたが腐蝕して保存状態が非常に悪かった。床面からは木材を東西に意識的に敷いた状態で数本発見された。その他床面から須恵器、木漆など多数発見された。

(4) 第二次発掘調査概要（昭和43年）

前回の発掘調査に引き続き B 1、B 2、C と命名した 3 棟の建物と A 2 とよぶ樋列の追跡と、樋と円柱群との関係を究明する。更に建物部材の調査を目的とした。

この遺跡は A 2 の樋列（東西方向）によって囲まれた一郭の中に何棟かの建物を配置したもので

あって、全体としてかなりの規模をもつものと推定される。これまでに発掘された3棟の建物の中、B地区の2棟の建物は住居遺構と考えてよく、C地区的建物は序型的性格のもので、この一部の中心的な建築であろうと考えられる。B1、B2建物は内部に竈・炉等の生活施設をもつものに対し、C建物ではそれらではなく、前回の調査の際には墨書きのある木札などが発見されている。

建築形態はB1・B2についてはは、妻入切妻造りであったと断定する。B2建物の檼木は南妻前方において棟持柱に支えられ、B1はB2より棟高を低くしてあるであろう。

C建物では両落ちの発見によって、より具体的な資料が得られたわけであるが、軒の出が1.6m近いという事実からすると、建築の一般的な比例からみて軒高は2.2~2.3mほど、壁板にして7~9段分ぐらいであつたものと推定される。屋根はおそらく切妻であったろう。

A地区的柱群（A1）、檼群（A2、A3）に関してはなお多くの不明点が残っているが、A2の東西にむかう檼がB・C地区の建築群を囲う主要な檼であることは間違いないであろう。A3の南方に延びる檼は、A2に比較して材の加工も粗末で構築法も素朴であるから、檼としてはA2ほど重要ななものなく、おそらくA2で囲まれる郭外の施設で、ある種の閉い込みとして作られたものではなかろうか。A1に関しては、その性格をつかむことはこれまでの調査資料及び諸般の事情から困難な状態にある。

昭和44年の調査は予算その他の関係から縮小され、更に一応最後段階の年として調査を進めることになった。

今回の調査の目的はC建物の南面に外部施設の存在を可否すること。更にB建物とC建物間の層序関係を明らかにする。又前回の調査でスコアボールドウしろには、東西にのびるA2檼列の延長と思われるものを確認しているので、それが更に東に延長するかを究明する。これら三点を主眼に各々トレーナーを設定発掘調査を進めた。（豊島昂）

第2章 第3次発掘調査

1. 調査の構成

1. 発掘調査の主体

秋田県教育委員会

鷹巣町教育委員会

2. 発掘調査期間

昭和44年7月30～8月12日

3. 発掘調査の場所

秋田県北秋田郡鷹巣町銀子字胡桃館1番地

〃 〃 〃 坊沢字上野3番地

4. 発掘調査員

・総括責任者 秋田県文化財専門委員 奈良修介

・発掘調査員 〃 豊島昂

〃 敬愛学園高等学校教諭 鍋倉勝夫

〃 県立二ツ井高等学校講師 杉渕鑑

・専門調査員

地質担当 秋田県文化財専門委員 藤岡一男

植物担当 県立農業高等専門学校教諭 松田孫治

建築担当 京都大学講師 永井規男

文書担当 秋田市文化財審議委員 三浦一郎

・発掘助手

秋田大学々生

明治大学々生

京都大学々生

・発掘事務担当 県教育庁社会教育課社教主事 吉川欣一

〃 主事 森本武治

鷹巣町教育委員会社会教育課長 長坂益太郎

〃 〃 係長 小笠原吉郎

2. 調査日誌

7月30日、大雨、午後一時

鷹巣町中央公民館に調査関係者打合せ会を行なう。出席者、鷹巣町々長、社会教育課長同係長、土木課三日田係長、県教委、吉川、森本、調査員奈良以下三浦、松田、豊島、鍋倉、杉渕等、鷹巣農林高校

戸島教諭、同校郷土史研究部員。

打合せ事項は、昭和44年発掘地点の確認。調査地域はC地区南方にトレンチを一本と、それに直角に東西に交叉するトレンチを一本入れ、C地区南の施設の有無、及びB、C地区的順序を明らかにする。

7月31日、小雨のち曇

第一トレンチはC地区の中央線上に2m50へだてて巾5m、長さ19m、第2トレンチ、巾2m、長さ12mを設け、表土の除去作業開始。

県立鹿児島農林高校より測量機材を借用する。町社教係長（小笠原氏）正午視察。

8月1日、晴

本日よりショベルローダーを使用す。第2トレンチ（B地区に接する）は人力で作業表土より1m40～1m50cm前後の黒色粘土層に達する。

第2トレンチ西側（野球場外の土手）にも、その延長となるべきトレンチを設定したが、盛土の為か湧水が多い。吉川、町関係者来る。

8月2日、晴のち雨

前日ショベルローダーを使った第1トレンチを下部黒土層（有機質）まで削平作業。鍋倉はトレンチの平板測量に入る。（1/200縮尺）、午後より、ベルトコンベアーアーを使用し、はば、両トレンチの排水作業を終了する。

第1トレンチにて根のある樹木発見、第2トレンチで倒木及び径10～8cmの円柱様の木材を発見す。午後雨のため4時30分で作業中止。夕食後、奈良、豊島、鍋倉今後の作業計画を立てる。

8月3日、曇のち雨

昨日の雨により排水作業を、午前中実施。（ポンプ故障によりバケツ排水）、午後第1トレンチを土層北面まで延長し、黒土上のシラス10cmまで掘り下げ清掃、第2トレンチも東側に拡張。トレンチ内黒土上のシラス10cmまで掘り下げ清掃す。第1トレンチ北側中央の黒色土上面より木器（No.1）発見す。

8月4日、晴

第1、第2トレンチ共に排水作業。同トレンチのW、S壁の断面図作成。第1、第2トレンチの溝中に土器片（黒色粘土層）検出。

第2トレンチ東側、黒色粘土層上層のうすい砂層に木片および箸片出土。同トレンチ南壁に粒のあらい砂礫層が見い出される。第1、第2トレンチの交差地域より須恵破片（No.2）を発見す。

8月5日、雨のち晴（大雨注意報発令）

豪雨の為、午前中作業中止。午後2時より排水作業ならびに排水作業を2時間続行する。第1トレンチより方形の板状木器（四隅に小穴）、第2トレンチより、木片、および須恵器杯出土。

8月6日、曇のち晴

第1、第2トレンチ排水作業。鍋倉第2トレンチ面の断面図作成。第2トレンチ面清掃、土器、木器

等№4～12まで出土。

中学校構内にトレンチ（ 4×4 m）設定。これを第3トレンチとし、東西線の柵の延長の発見を企図す。ショベルローダーにより、2m50cm除土。同トレンチ南面セクションを半分とり終える。明日続行。町社教、土木係長来跡。

8月7日、曇のち晴

第1トレンチ排水作業、同トレンチのレベル測定作業。第2トレンチ午後4時までに埋めもどす。第3トレンチ排水および掘り下げ作業、表土より3m40cmで柵の立っているのを検出す。

木釘付木板、その外の木器、須恵器等№13～18の6点が出土。午後第1トレンチ清掃終了写真撮影。第2トレンチ東、一部埋めもどし。森本来る。夕食後略報の分担執筆を決める。本日まで出土した遺物を大部分実測終了する。

8月8日、晴

第1トレンチのC地区土居付近の排土作業を最終的に行い写真を取り終える。同トレンチに5ヶ所を1m巾で黒色粘土層下の地層調査を行う。土台付近にて板状木器3枚。南部黒色土中より棒状木器№19～21を発見。第3トレンチにおいて柵列確認。鍋倉、杉測、苔原等平板、レベル実測にとりかゝり完了す。夕食後8時よりミーティング。

8月9日、晴

午前中、略報発刊の為、鍋倉、杉測、測量、遺物実測図をトレスする。第3トレンチ埋めもどす。第1報トレンチと平行して東側に2ヶ所トレンチを設定。（第4トレンチ）、東南部に設定した 5×4 mのトレンチ内より、丸、長形の部材10本から成る遺構がショベルローダーによって上部発見される。№2²の棒状木器第1トレンチより発見。第1、第2トレンチ完全に埋めもどし終了。明日第4トレンチに全力集中。県社教九島補佐来跡。

8月10日

午前中10本の部材より成る倉庫遺構の排土作業。平行して写真撮影。つるによる部材交差が発見される。地表より約1m40cm～1m50cmまで掘り下げる遺物なし。

東西約3m、南北2m最西端の円柱に接して、現在部の深さ3cm～5cmの凹みをほどこした角材と、北西隅には長さ70cm、厚さ9cmの杉材の梯子が架設された状態で発見される。午後より水糸の準備をする。鍋倉平面略図1/200で実測し、略報に付図する。周囲深掘りし、湧水にそなえる。

8月11日

豊島、鍋倉、杉測で実測する。C地区の土居部材をあげるために機械の交渉する。豊島氏梯子の実測を1/100でとり終える。ひきあげず埋めておく方針をとる。見学者ならびに報道関係者多数来跡。C地区土居をひきあげる作業を午後6時まで続行。倉庫、望楼遺構との判断。

8月12日、晴のち曇

実測図、遺物点検。機材点検整備を終え解散、C地区土居引きあげ後の処理検討。

3. 各トレンチの調査概要

2年次に渡って未だ調査されていないB、C建物の中間地域ならびにA2柵列の延長地域を中心にして4つのトレンチを各所に設定し調査した結果、前者からは長さ70cmの杉材に2段を有する梯子を施した計10本の丸角材によって構成された倉庫跡一もしくは望楼跡とも思われる。後者の地域からはA2柵列の延長にある柵木1本が発見され、更に北東部の方向に湾曲する柵列の存在が確認されたのである。以下、それぞれの設定トレンチならびに遺構について具体的に記述することにする。

(A) 第1トレンチ(第1、7図参照)

昨年C建物土居南面において発見された「雨落ち溝」の延長地域に巾5m、長さ19mの大トレンチで中学校グランド内に発見された門跡とはば直線上になるよう設定し、遺構発見に努めたが地表下約1.5mの黒色粘土上面が南に向って漸次的に傾斜すること、1本の植木ならびに須恵破片、板札を始めとする木製品が10數片、見い出されたのにとどまった。

その地層位は、盛土→灰色シラス層→砂層→黒色粘土層→礫層→青色粘土層の6層より成っており、シラス層の中に軽石、砂の帶状が隨所に見られる。黒色粘土の厚さは約25cm、礫のそれは15cm程度で、きれいに敷き詰めた状態ではなく粗の状況である。

(B) 第2トレンチ(第1、7図参照)

C建物より南に約10mの地点で1トレンチに直交する巾2m、長さは2つの水路をはさんで30mのトレンチである。1トレンチ同様に地表下1.5mまで掘りさげた結果、板札、須恵器ならびに礫を発見した。大体の層位は1トレンチと同様であるが、直交する中間地域が礫層が密になっており——巾12m前後——、東、西端になるにしたがい礫層のかわり、黒色粘土の下は青色粘土と変わる。しかし、この礫層の状態はあくまでも敷き詰めたものではない——東、西端の青色粘土の下は礫となる——ことは明らかである。また、このトレンチの黒色粘土上面は西から東の方向、つまりB1、B2建物になるにしたがいゆるやかな傾斜をみせている。

シラス土中に軽石や砂のバンドが混入していることは1トレンチと同様であり、河川によって運搬されてきた当初の痕跡を把握することを可能にしてくれる。

遺構は見い出すことができなかつたが、C建物の南部と柵列および門跡との前後関係を考察する上に重要な地域であることは疑いのない事実である。(鍋倉耕夫)

(C) 第3トレンチ(第2、7図参照)

2トレンチの東北東方約30m、属県中学校敷地西北隅に設定した4×4mのトレンチで、東に約22度傾き、用水路に平行している。層序は、地表上より盛土、青白色シラス層、黄褐色粘土混り砂層、青灰色粘土層、黒色粘土層、緑褐色粘土層、礫層となっており、白色砂層はトレンチ中央部で消える。トレンチの東側では、中央部付近から南へ青灰色粘土層以下が急に落込んでいて、黒色粘土層は

極度に薄い。トレンチの南側では湧水のため疊層上部まで掘込むことができなかった。

遺構として、 $5.5 \times 30.5\text{m}$ の断面をもつ木材が一本、トレンチ東側中央部に検出された。黒色粘土層より 63cm の現高を有し、下部は疊層に深く埋めこまれ、上部は破損している。この木材は、第2次調査で明らかになったA2区No.9の柵木から 38m 、No.11から 26.3m の距離に位置していて、材木の方向、材の厚さ、埋没方向等、A2区柵列遺構と共通点があり、A2区柵列遺構の延長部分をなしていると思われる。しかしながら、A2 No.11の柵木との間に少なくとも四本の柵木の存在が予想されるため、A2 No.11の柵木と3トレンチの柵木が一直線に横木で単純に連絡されていたのか、または、B2建物南東隅の貫穴のある柱と関連を保ちながらA2柵列を形成していたのかは、未調査のために不明である。将来の調査に待つはかはない。今回の調査においては、「A2の柵列がまだ北東の方向に延長しそうである」と推定して許されるであろう。(杉沢 韶)

(D) 第4トレンチ(第2、7図参照)

このトレンチはC地区建物址の南部に設定した1・2トレンチと同様に昨年度、発見されたB地区的2棟の建物と前者との中間にあたる地域になんらかの施設が存在するか、否かを解明するためにもうけられたものであり、1トレンチから 12m 程東方へ、平行して南北2カ所に設定された。北方は $2 \times 2\text{ m}$ の正方形、南方のそれは東西 6 m 、南北 4 m の長方形のトレンチである。

この地域は、長年C地区建物址の北側にある田畠からの流水ならびに用水路の自然的排水溝となっていたため、シラス土壤がかなり流出し全体的に削減されている。それ故、他の地域と異なり表土、腐植土がなく、1.2m地点で黒色粘土上面に達する比較的浅いトレンチであるが、土層位はシラス土(1.1m)白色砂疊層(2cm)→黒色粘土層(35cm)→青灰色粘土層(10cm)→疊層の5層より成り、他のトレンチとまったく同様である。しかも、2トレンチの断面の延長と考えられる西から東方(B地区)で漸次的に低くなっている。前者のトレンチでは当時の生活面と考えられている黒色粘土上面まで試掘しても植物性遺物(木葉)が2~3点発見されたにすぎないが、後者の現地表下 20cm 地点からは、直径 20cm 前後の丸材(正確には幅 $2 \sim 4\text{cm}$ 程の多面体を成す)6本と、その周囲に $10 \times 30\text{cm}$ 程度の平面をみせる角材が4本、計10本が発見されたのである。(但し、最西端は丸材であり角材が内側になっている。)

これら部材の中心より測定した数値は、梁間(南北) 1.95m —約6尺5寸一、桁行(東西) 3.3m —約10尺8寸一の長方形を成す遺構である。

角材の4本中、北東隅を除いた3本には $3 \sim 5\text{cm}$ 前後の凹みがあり(これら上部は完全なものではないし北東隅のそれにも恐らく凹み施設はあったものと推定される)、黒色粒土上面より $1.2 \sim 1.3\text{m}$ 地点で、これら4本の角材に施された凹みに何らかの架設がなされていた遺構と考えられるのである。

これら10本の部材は全て、北から南側にかけて約 25 度前後の傾斜をもって押された状態で発見され

ていると同時に、その下部には全てに渡り掘り込み施設が見受けられ、特に南西部と南中間にある2本の丸材の施設範囲は顕著であった。その掘り込み状況は、通常、黒色粘土層下にある礫層とは異なり比較的密に小石を埋設しているといったものであったが、黒色粘土のそれを完全にすり鉢状に掘り込んだうえで、これらの部材を土中深くさし込んだものであることが判明された。

ただし、その先端はV字状に鋸く加工してつき刺したものではなく、C建物中央に架設されてあった3本の丸・角材と同様に（第2次報告書31頁の第9図参照）自然的鈍角のまま埋設されたものであった。

また、このトレンチ内で特異なものは、北西隅の丸・角材に架設された状態で発見された梯子である。（第5図上参照、10頁）

残存部分だけで長さ1.3m、幅15cm、厚9cmの杉材で加工されたもので、上面の両側に僅かながら面取りを採用しているかなり精巧な梯子である。その足場となる箇所は、2段あって、その深みは約4cm前後で浅い幅のもったU字型を成しているものである。

最下端は直線的であり、しかも前述した10本の部材とは異なり黒色粘土上面にわずか3cm程度の鋸く突き刺した状態で発見されているし、北西隅の3本の部材の外側（正確に言えば、ほぼ東西に位置し西より東方への傾斜が大である）にある点から、当初からこの地点に存在していたものであるという結論は妥当でないのかも知れない。

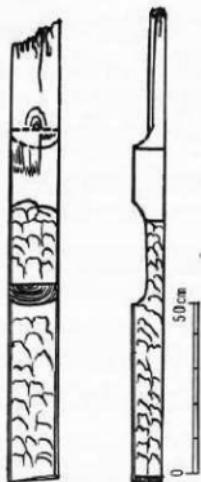
いずれにせよ、この4トレンチ南部より発見された10脚より成る高床式構は、他の3棟の建物ならばに門柱、柵列などの相互関係から望棟、高床式倉庫もしくは見はり台的性格的色彩の強いものと考えるのが、遺物発見の皆無の面からも妥当と思われるが、なお検討する余地があるものと考える。

第4トレンチからは以上の様な遺構が発見された訳であるが、遺物はまったく見い出せなかったが、北中間にある3本の丸材の間には直径3~4cm程度のかなりの細丸木材がたば状になって見い出され、その中ににおいて、昨年、グランド中より発見されたA地区A3柵列にあった蔓で架設木を結んでいるものと、ほぼ同様に輪状を成している蔓が2本発見され、本遺構の凹み上部の状況をある程度推測させる手がかりを与えた貴重な資料が現存していたことを付記しておく。（第2次報告書の図版42~43頁の第26・27図を参照）（鍋倉 勝夫）

4. 建 物 遺 構（図版第3図、4図参照）

3次調査で4トレンチから発見された遺構は、高床式建物の床下束柱と認められる柱群である。その位置はB2建物の両側1.5mへただったところである。

束柱は総数10本で、東西行に5本づつ南北に対になって並んでいる。ただし西端では2本の柱が附着して立てられている。したがって柱間でいうと東西3間、南北1間ということになる。実長は概略東西3.1m、南北1.9mである。



東柱には、A断面長方形のものと、B多面取の柱のものと2種がある。Aは厚さ11cm前後、巾28cm前後で上端に凹形の仕口をもつもので4本あり四隅に配されている。Bは直径16~18cmのもの4本と18~20cmのもの2本であり、いづれも上端に仕口がない単なる杭様のものである。この中太い方の丸柱は両側にたつ長方形柱の外側に密着した状態でたっている。

A種柱の凹形仕口は東西に向き合った一対のA種柱間にわたる部材が納まるようにつくられており、当初こうに桁がわたらされていたことは間違いないことである。それはおそらく凹形仕口に大入れにされていたと考えられるから、その桁寸法は仕口寸法から知られるはずであるが、遺憾ながら4本とも上端がブルドーザーの圧力で破壊されていたため仕口成は正確に知ることはできなかった。仕口巾は14cmで共通してお

り、仕口成は残されたものの最も長が9cmでこれより長かったものと思われる。

B種柱は仕口がないところからいづれも上部荷重を単に支承する補助柱としてたてられたものと思われる。

東柱の高さは、原地面である黒色粘土層上面から1.10~1.26mである。したがってこれに数センチ加えた数値が高床の床高さであったであろう。

北西隅からは梯子が斜めに立った状態で（原状のまゝかどうかは問題であるが）発掘されている。これは巾13cm、厚さ9cm、長さ1.3m（上部欠損）あり、足掛りの段を2段残している。段のピッチは46cmである。工作跡から当初3段はあったと見られるので、当初の全長は1.7~1.9mになるものと推定される。

部材はいづれも杉で斧により仕上げられているが、加工精度はB2、C建物と較べて劣る。

〔考察〕

この遺構が東西に長い高床式の建物であることははゞ間違いない事実である。しかし上部構造を示す部材が全く見出されなかつた結果、上部構造を推定することも不可能である。これらの東柱の上に床が張られていたことは事実としても、その上に建物があったのか、あるいは単なる舞台であったのか決め手になる材料は見出せなかつた。梯子が妻と平のどちらの側にかけられていたかが明らかであれば面白いのであるが、発掘時の状況ではどちらとも決めかねた。発掘当時者間で望楼・倉庫等が、この遺構の性格として考えられたが、いづれも決定的な根拠はない。今後の考察をまつべきである。西端で柱が2

本密着して立てられているのは類例を見ないものであるが、これがこの遺構の性格を解明する鍵になるであろう。しかし現時点ではそれを解くことは容易でない。

5. 出土遺物

今回の出土遺物は、主要遺構（B、C地区）の外部周辺がその調査対象であったため、出土数は全般的に少なかった。土器は完形品、復元可能を含め4件、木器類は板札8件を最高に織機に考えられる木製品が7件、計15件のみに終った。これらの出土品は、大部分C建物南東部と、それに直交する東西のトレンチ（それぞれ1、2トレンチ）の黒色粘土上面もしくは、その土中——地表下約1.5~1.8m前後——から発見されたものが多い。以下、今回の調査で発見された出土品を具体的に述べることにする。

A、須恵器（図3の1~4）

1. 口径13cm、底径5.3cm、高さ5.6cmの完形品である。1トレンチ北東隅の異色粘土上面より底部を上にした状態で出土したものである。C建物南側（正面）土層より約3.5m離れた地点である。器厚は0.4~1.0cm。外面とも黒褐色の色調を帯び、特に内面には有機物の他、煤が一面に付着していることは、第1、2次調査で発見されている須恵碗と同様である。

1の拓影図でも明瞭の如く、糸切り底やろくろ使用は明白だが胎土中に若干の砂礫を含む、焼成とともに難である。有機物ならびに煤の付着から食器用とし製作された後か、もしくは最初から油皿としての役目を持った器と考える。

2. 底部を含め多くはど残存し図上復元の可能な須恵碗である。外面ともにろくろ痕が著しく見られ、底部糸切りが他のものと異なり、やや中央よりの部分で切り離されている赤褐色を呈するもので、胎土には小礫を含む焼成ともに不良である。底部は上底となっており、その内面は巻曲状を成し、中央部分が若干、盛りあがっている。口径13.2cm、高さ4.5cm（推定）、底径5.8cm、厚さは0.4~0.7cmで、口縁下部より脚部にかけて墨書き名が記されている。

——赤外線の科学的調査が必要であるが、「寺」という字型に類似している字型であるらしい——

3 トレンチ、地表下2.4m地点より出土。

3. 2トレンチ東側の黒色粘土上面より出土したもので、赤褐色の色調を呈し胎土、焼成ともに良好な須恵杯の器形を成す。約2/3の残存であるが、その推定計法は口径15.1cm、底径6.0cm、高さ3.5cmであり、厚さは0.2~0.8cmと比較的薄い断面を示す。また底部は「く」の字状に急激な傾斜を見せており特色がある。

4. 前記した3と併合して出土した小破片を復元しこものである。推定口径11.4cm、同高さ9.6cm、底径は5.9cm、厚さ0.5~0.9cmの黒色を呈する小形鉢の器形である。胎土中に多量の砂を含み焼成が不良、しかも腐植が激しく、ろくろ痕にはとんどが見られない器である。内部には若干の有機物焼け滓が付着している。

この器形は、本遺跡において唯一のものであり、これによって碗、鉢、皿、杯の4器形の存在もしく

は使用が確認されたわけである。

その他、底部のみ1件、口縁、脇部破片が12件発見されたが、図上復元の不可能なものが大部分であった。

B、木器(図4の1~15)

1. 1トレンチ北東の黒色粘土上面より出土した頭部が三角状に削りとられた木器である。凹み部分に若干の焼け痕がみられるが、先端部においては鋭い刃物によって巾1.2~3mm前後で削られ(表裏ともに)ている完形品である。厚さ0.3mm、巾は最大で2.1mmを計り、長さは23.1mmである。

2. 長さ25.6mm、巾、厚さともに0.5mmの円形の断面を成す箸状木器である。完形品であり、3トレンチ3.2m付近の出土物である。

3. 1と同様に頭部が三角状を呈する木製品であるが、頭部付近にはくびれ部分はみられない。長さ18.0mm、巾0.6mm、厚み0.5mmで1をひとまわりの小形化したようなものである。そして1と同様にその先端は上下方向より針めに鋭く切り込まれている。こうした形状の木製品は男鹿市脇本の「埋没家屋」遺構からも出土しているが、やや細形を呈し梢円形の断面を示す点に若干の相異が見受けられる。

4. 2トレンチ東側の黒色粘土中より発見されたものであり、長さ12.0mm、最大巾1.7mm、V字状の断面を成し図の右側の凹部作成のために鋭い道具により切点を加えた痕跡が明瞭である。またそれと同様に左上に部分も3mm程度にわたって削り取られている。完形品でないため、その形状は推定の域を脱しないが四角の穴が2~3あった棒状木器と思える。

5. 1トレンチのほぼ中央より黒色上面より出土したW型の形状を呈する厚さ0.2mmの薄い板で作成されたものである。長さ6.8mm、巾1.0~2.5mmで脇本「埋没家屋」遺跡の井戸中より発見されたもの(長さ12mm、厚さ3.5mm)より若干小さいものである。ただし両者とも左右欠損しているため、その明らかな形は不明であるが、薄板を両側より0.5~1.0mm程の深さに三角状に切り込んでいる点に共通点が見い出される。

6. 長さ30.30mm、ほぼ円形の断面をみせる巾2.1mmの棒状木器である。両端を両側から手斧で鋭く切り、その中央に深み5mm前後入れている木炭唯一の木器である。図の左右平面の形が正方と三角状でシンメトリカル的ではないにしろ、VならびにU字状の切り込みをいずれも2ヶ所ずつもうけている点から、他の機能的設備にのせて、ある種の工作を遂行するための手段道具と考える。

7. 前述した6と同様に1トレンチ南部の黒色粘土に突きさきた状態で出土したもので、長さ32.0mm巾3.0mm、V字状の断面をみせる棒状木器である。図の右端を両側より手斧で長短に切り取ったもの。一方の端は腐植して明らかではない。(両端に若干の焼痕あり)

次に8~15の略々正方形を呈す薄板に約0.4~0.5mm前後的小穴もしくは木釘を施している木製品8件について述べることにする。

8、12、13、14、15はいずれも1トレンチの北、南部の黒色粘土上面より発見されたものであり、残

番の9、10、11の3点は3トレンチの深さ約3m地点で出土したものである。

これらの木製品は、第1、2次調査すでに3件発見されているが、次にその計法ならびに、その特色を簡単に表示することにする。

次項の統計表で明らかにすることはNo.2の裏表に3~4行程の長文が銘記されている、いわゆる「木簡」的板札の最大なものを除いて、ほぼ10cm内外の正方形に近い、厚さ0.6~0.7cm前後の板札が本遺跡の標準的な板札とみてさしつかえないと考える。それぞれの小穴は、大部分垂直な穿ち方を施しているが、8、10、12の3点は一方もしくは両側より試穿しているものである。木釘の施設されているものは14、15の2点のみであるが、第2次調査の木簡遺物番号1を合わせれば3点となり、いずれも板の両面より若干、その頂点をみせている。

——勿論、一方が長さ1.5cm~2.0cmほど長い——。板そのものの表面はほぼ水平になっており、木節を除いてきれいに整備されているものが多い。今回の調査で発見された8、9、14の裏表には木釘穴の周囲に1cm~1.5cm前後の同心状円度が明確に残存していることが判明されたが、板札の使用目的から考え輸出用荷物などの方から付着した圧迫痕と思われる。第1次調査でC建物地区の中央より出土した裏表に銘記された墨書きがただ単なる木簡的なものではなく、多様の荷物に荷札の役割を遂行させるための板札であると考える。ただ惜しむらくは、発見された残りの10点には墨書きが皆無であり、その真憑性が薄い点にあるが、荷札を取りつける以前のもしくは、その荷物内容およびその行先などを記す以前の「生」の板札と考えてもよいのではないだろうか。

また前述した木器の中で1や3の頭部山形になっているものは杼（はたを織るとき縫糸を通す道具）の類であり、5は糸巻、6は織機の中心的道具である布巻（縫糸を並べ両側の凹地に心緒となるべき位置まで太紐を結び固定させる道具）であると考える。この種に類似したものが第1次調査——木簡番号2——で発見されているが断面は丸くはないが、やはり布巻の一端に見てさしつかえないであろう。

現在のところ、県下において発見された織機の道具が見い出せる遺跡は、本遺跡の他に男鹿市藤本の「埋没家屋」のみであり、その考察上、まだ資料の乏しい現状である。しかし、今後、こうした用途不明の木製品に関しては充分なる文献資料と対比した上で考えてゆかねばならない重要な課題と考えるのである。

本遺跡から発見された遺物の面からも、やはり、平安中頃の地方に居住した豪族的ニュアンスを持つた一官僚の遺品であることが、織機、板札ならびに墨書き土器、机、机がらなどからうかがえるのである。（鍋倉勝夫）

6. 植 物 体

1. スギ

スギ材で作られた雁木状に削られたはしごが、第4トレンチの、やぐらの柱と見られている北側の列の、西端の柱の北側に斜に、接触して立ったままになってあった。

2. クリノキ

クリノキの木部で、人工の加えられたさく木と見られるものが、第3ドレンチより出土した。

3. モミジ

モミジ *Acez Palmatum* の幹の下部で、約20cm×100cm 大で、やや弯曲し、一端には、根の上部が見られ、他端の断面は、不齊のところまで、人為によるものでないと見られるものが、第2ドレンチのシラス層から1本出土した。部分的には樹皮も残っており、ほぼ東西の方向をとり、水平位をなしていた。

これは、シラス層にあったことから、流れてここに達したものと考えられる。

4. ヤチダモ

ヤチダモ *Fraxinus mandshurica* の根部が、第2ドレンチより出土した。根の上断面は、当時の生活面であったと見られる黒土の上面と、ほぼ一致していて、腐朽していたもので、切口の刃物の跡などを観察することは、まったくできなかったが、直径は約30cm位あり、下方の根は、深く地中に入っている。

このヤチダモは、建物の築造時に伐材されたものであろう。この木は通直の幹をもっているものであるから、建物のどの部分かに利用されてもよいのであるが、如何に利用されたものであろうか、この木の生育環境から推察すると、当時もここは湿地帯であったと考えられる。

以上の他に、私の目に触れなかったものが、多少あったようである。（松田孫治）

7. 遺跡周辺の史料

日本古代国家、特に律令制古代国家体制は文化革新以後になって、東北地方にいろいろな直接的影響を与えたのであるが、その以前でも東北は決して隔絶した社会ではなかった。

いわゆる原始的小国家が部落国家群の間に於て統合と服属をくり返しつつ、次第に支配圏を拡大して、大きくなつては他を押えて後の大和朝廷のもとに支配されたとされている。そしてその中心的役割をなす地方土豪が蝦夷と呼ばれた時代があった。日本人でありながら東北という自然境域などの相違と、中央政府から遠隔の地に住むといった程度の相違で、文化的には地域差が大きく、すべての住民が他地方より低い文化生活をしていたとは考えられない。

それが大化改新以後東北の開拓が急にすすみ、やがて鎌倉時代に入ってからは全く日本国家体制下の完全な支配下に置かれた。しかしながらその中には地頭支配地と朝廷直轄領があって、朝廷直轄領は鎌倉幕家人が管理していたといわれる。南北朝時代の律令的直接支配権の確立という目標によって、東北も頃次中央政府の直接的影響を受けることになった。

遺跡を含むこの地域の郷村はこのような文化発達のどこかの過程に発達したものであるが、本稿は単に遺跡を含む地域の史料の二三を挙げるにとどめ、しかも鎌倉以前の史料は略記し、南北朝頃までの資料を加えたのは、前述の文化史的な地域発達過程を知るために必要であるとしたからである。

○ 日本書紀齊明天四年四月条

阿倍田（賀名）船師一百八十艘を率え蝦夷を討つ。鶴田、渟代二郡の蝦夷望み怖れて降を乞う。是に黙て軍を勤し、船を鶴田の浦に廻ね。……若し官軍の為に弓矢を掛けたらば鶴田の浦の神知りなむ……の頃の鶴田の浦神は現在二ツ井町七座にある七座山天神の地であろうとされているが、郷土史家の多く支持する意見である。

○ 日本書紀齊明天四年紀七月条に

……渟代郡大領所尼具邪に小て下

少領宇婆左に 建武

勇健者二人に 位一階

他の地域の蝦夷と共に眼延に參向朝貢して位階を受けたのであって、秋田県北部にも渟代郡があり、体制を持った社会集団があったのである。

○ 和銅元年（708）九月二十八日条（続日本紀）越後國言す。出羽郡が創建され中央勢力が東北に及んで来る。

○ 天平五年（733）紀十二月廿六日条

出羽、柵を秋田村高清水の間に遷置す。

又雄勝村に郡を確てて民を居らしむ。

この頃から秋田は中央との直接的な関係を持つ地域が拡大して来るのである。

○ 元慶二年（878）

この年蝦夷が反乱し、秋田城邑官舍氏家等焼かれる。

七月十日の条に

……又秋田城下賊地たる者、上津野、火内、樅渕、野代、河北、藤本、方口、大河、堤、姉方、方に上、焼岡の十二村地……

とあって樅渕は阿仁鷹巣地方ならんといわれ、賊地と呼ばれているものの、集団社会があり、秋田城の支配地と考えていたのである。

○ 吾妻鏡の文治五年（1189）九月三条

泰衡数千の軍兵に囲まれ、一旦の命を迫る爲め客を離すこと規の如く退くことげきに似たり。夷狄島を差し、韓部郡に赴く。この間、相恃むこと數代の郎従、河田次郎の肥内郡費の柵の外に到る。河田即ち年来の旧好を変じ郎従等をして泰衡を相迎み、首を梶す。……

費の柵は北秋田郡仁井田であり、此の地域既に平泉藤原三代の特異文化圏の中にある。

藤原氏との関係でその後も寺領としてあった資料で出羽國の中尊寺領を示す唯一の文書であるとされているので、ここに示すことにした。

○ 北畠顕家国宣（延元二年1337）

陸奥国秋田郡君野村、破岩上下村、雄左村、白山村、女法寺、千石寺、城福寺等事、依為別当于今為當知行之地者、早可核心付、下地於衆徒次被村々惣田数並年貢以下の事、委細加檢見可被注進之旨國宣候他 領執達如件

延元二年九月二日

鎮守軍監有実奉

小野寺肥後守殿

平賀四郎左衛門 (岩手県中世文書上巻)

○ 深利清連注進状（建武三年1336）

浅利六郎四郎清連注進事

去建武三年正月十三日 清連為令退治国司方凶徒等、駆越津輕中之處、曾我太郎真光最前駆參御方於津輕中國代木領々、抽軍中、次比内郡凶徒新田彦次郎政持等並鹿角郡国代成田小次郎左衛門領時同南部又次郎行代官等、小笠原四郎、鳴海三郎太郎以下凶徒等、自令誅伐以來、抽度々忠節之間恐々致注進者也、以此旨、可有御披露候。恐惶謹言

建武五年五月十一日 源 清連

進上、御率行所 (遠野南部文書)

浅利氏の鹿角北内に於ける軍功の数々の資料の一つである。

御家人浅利氏のこの地域に足を入れた初期の資料である。

○ 曾我真光申状案

.....

一、建武三年八月、翌年七月、為対治鹿角奥州御敵成田成田小次郎左エ門等浅利六郎四郎清連充向之可合力之由申遣之間、差進親類曾我左エ門次郎光時以下多勢 臨種々 軍忠畢 清連一見状在之

.....

貞和三年五月 日

(遠野南部文書)

○ 田制に関する資料（文和三年1354）

御井淨光護状

奥州陸奥比内郡重内郷、並有平郷旗状之事。

わのうち千七百刈、やち山百刈、平六つくりの口刈、しをから田千九百刈、かうとう太つくり二百刈、七郎太郎つくり二百刈、よとう四郎つくり二百刈かり、しつ田四百刈、よきう次郎うけた大田千かり、七郎三郎櫻おんしつ田三百かり、舞五郎をんしつ田五百かり、さうあみた子のをん五百かり、きゅうあみたふのをん三郎四郎つくり三百かり、ひのくちにわんだ百かり、むまの太

郎つくり二百かり、五郎次郎か田五百かりよとう次かつくり六百かり、五郎次郎か田五百かり、よとう次かつくり六百かり、五郎次郎か田五百かり、孫七か田三百かり、をなんしひに百かりせんくうのうけ田。

一、ふくろうの田二千かり、このうち五百かりくまの御神田、千七百かりさは田

一、さは田二百かり、九郎藏をん田二百かり、平次入道をん百かり、平七入道うけ田、うはかふと
ころ二百かり、御量のまえきゅう、あみにふのをんこのうち七百かり、さこ田にあり、さこ田四
百かり、みやのした五百かり、くねい二百かり、五郎次郎殿二百かり、かきうち田五百割ます
い五郎かをんらのうしろのうち、おけ百かり、はくのさは六百かり、かはつらのさかえの田百
かり、八郎次郎うけ田かなやまのまえ七十かり、せんたちくそつと田二百かり、せんたち田ひの
くちまえ三百かり、せんたちの田二百六十かり、堂田レも八百かり、堂田たけのわたかうしろに
九百かり、かうやの田八百かり、けんとう六入道うけ田、くそつし田二けんとう六入道をんの田
二百かり、彦四郎殿のつくりから入道やしき百かり、ひのくらのまゑに、まこ三郎殿のをん二
百かり、千五百かりなたの入道御くうしおしかものてつくり千五百かり、てつくりかしはき田
千かり、けんた四目うけ田かはしろ田千かり、これもうけ田屋しきの田三百かり、てつくりこの
うち二百かり、六郎太郎かをんきとう次郎入道千六百かり、御くうしあしらい、平五郎まゑ六百
かり、きとう次郎入道のうけ田はたえ田六百かり、ひこ四郎かうけ田またわらさいけ千かり、け
んた四郎かうけ田はたわらつくり千かり、太田五郎次郎うけ田からつくり千かり、御くうしあし
はやしき五百かりうけ田五百かり、まんところ殿のうけ田五百かり、とうはりうけ田六郎三郎
入道千かり、うけ田平太つくり千かり、うけ田ねき入道のさいけのうち、平太九百かり、なかき
つはろけまこ四郎三郎かり、ねき入道うちうけ田二百かり、まつさかのものうけ田、ねき入道う
ちねき入道ひかゑーたん、いなりの神田まんところ殿のをんの田、なかたかうしろに五百かり、
つはろけさいけのみなみのかたに七百かりまんところ殿のをん

一、やうつくり七郎三郎殿のおん三百かり、ますい五郎かをん四百かり、さうあみたふのをん二百
かり、とくあみたふのをん六百かり、まこ三郎殿をん二百かり、九藏のをん七百かり、彌五郎殿
のをんおはた殿のうけ田三百かり、かめ田六百かり、堂田後田一たん、しんさんの神田千かり、
くはの木田五百かり、八まんの神田三千かり

一、南比内、吉比内領狀之事

一、こんの五郎入道のひかえの分、このうち百かり、やくしたうのむう田二百、二藤次かけんわん
た二百かり、くてん四千八百かり、たうさくのこるところ不作、そのほかをんの田千かり、五百
かりしんしゃの神田五百かり、八まんの神田、はうりやうの神田五十かり

一、八千かり五藤三郎入道のひかゑの分、このうち五百かりさうあみたふのをん三百かり、まこ次
郎入道のをん二百かり、二藤次おん百かり堂田わんた二百かり、御くうしあし四千三百かり、当

作のこり不作、このほかをんの田千かり七百かりいなりの神田二百かり、あはせて九百かり、三百かりしんしゃの神田

一、六千かりひうか房のひかゑの分、このうち百かり二藤次かけんわんた五十かり、くてん千かり、六百かり当作のこり不作、このほか五百かり、ひうか房かをん

一、千かりにわたり次郎かひかゑの分、このうち二百かり二藤次かをんわんた三百かり、くてん三千かり、当作のこり不作

一、いつみ田三千五百かり、このうち百かり、二藤次かをんわんた八束かり、七百かり、たうさくのこり不作、みやうしうの分をんに千かり、五郎次郎にゆつる山重内田さいけ上ありひう吉比内、はゝのゆつりかうやき御せんのさつりこれをのそいて、野畠山野くてん、午そえ一ゑんに知行すへし

一、甲斐國あをしまのしやう、あさりのかうのうち、はなはのよさう後家のつくりの田、一町在家一間、惣領彦四郎にゆつる所実也、他のさまたけなく譲状にまかせ知行すへし

仍為後証文状如件

文和三年太才甲午十二月廿四日 沙弥淨光（新度戸文書）

特に吉比内と鷹巣町の水田部にある旧字吉内鳥屋と俗称狐台とかの連関性などもっと調査したいものである。

○ しらすと白鶴洪水

口碑伝説の中から得た資料である。

秋田県北の人々はしらすという語を使う。山本郡ニツ井町へ汽車で行く、左右の山肌が白い。凝灰石の白い山肌であるが、それが風雪に荒らされて、砂状になって山裾に積る。徳川時代に幕府の巡見使が秋田藩に来た時にも、富根の山本家が本陣になったことがあって、その日の朝早くしらすを運んで来て門から玄関まで敷いて、道を清めたとしらすの語で記録されている。

鷹巣周辺にもこの種のしらすがとても多い。現在でも洪水の際に山裾から流れる水で米代川には小さなすらす瀬が出来ることがある。

伝説で最も大きな洪水は八郎太郎が十和田から脱けだす時、現在のニツ井町七倉で米代川をせきとめて、その上流地方を大湖にしがた、その土手がねずみに破られたとか、この洪水を白鶴洪水と書いた地方文献もある。

大館鷹巣のような盆地地形には大洪水の威力は、現在想像されない程の変化を与えたと考えられる。有史以後の記録には殆んど、その惨状を示す資料はない。

ただ近世文献には二三あるが、これも口碑を基としたものであるが、次にその一つを書く。

鷹巣町七日市長岐文書の中に歳代記ようのものがあって、……往古白鶴の洪水と申す大洪水があり……と書かれたものがある。ニツ井町薄井の秋林文書（現在秋田図書館依託）にも往古白鶴の洪水……とあ

る。

ただ二ツ井町 荷上場の菊地文書の宝曆四年の大洪水記録の中に……往古白鶴の大洪水といわれし洪水の浮現か河水白く湧り、その濁流の中に白鶴の鳥の浮き沈むを見たる人ありといふ、世にも恐ろしき洪水なり……と書いてあるのが帶々具体的なものであろう。

俗説ではあるが、しらすと白鶴、とかに流域民の大洪水の恐怖を知らされる。（三浦一郎）

参考文献

秋田県史

秋田県郷土史（秋田県師範学校）

多賀城と秋田城（新野直吉著）

鷹巣郷土史（鷹巣中学校）

菊地文書（二ツ井町）

長岐文書（鷹巣町七日市）

秋林文書（二ツ井町）

岩手中世文書（岩手県教育委員会）

第3章 総括

1. 考古学上よりみた本遺跡出土遺物

昭和36～38年にかけ須恵大甕 土師器が見い出されてから、昭和40年10月、鷹巣中学校の敷地内に運動場造成のため、野球グランド北方地域から採土作業中、刀子を始め土師壺、須恵器、木箸、木屑破片などと共に巨大な土居が発見されたことが、本遺跡を第3次調査まで継続される発端となったことは今まで発刊された報告書で周知の如くである。

そして、昭和42年夏の第1次調査から44年の3次まで延60日間に渡る本格的調査期間において発見された遺物は、土器・木器をあわせ約120点程度であるが、その内訳は第1表のとおりである。調査対象の推移によって、第1次はC地区、2次はB(1, 2)地区、3次のそれはB、C地区の中間区と遺物発見地は変化し、その数量は埋没遺構としては極めて少量でもあり、A地区(櫛列を中心とした遺構)からは皆無に等しかった点に本遺跡出土遺物の特質が第1に挙げられる。

しかし、第1表でも明白の如く須恵墨書土器が4点、木簡2点、机、櫛などの木器の他、第3次において多数の出土数となって浮び上った板状木器—後述するが木簡的要素を多分に含んでいる—の11点と、織機具と考えられる種々の木製品など内容の豊富な、いわば多様性のあることが第2の特質なのである。

遺構の大規模な点から比較すれば、これら出土数の少なさにある種のアンバランスが見受けられる

第1表 「胡桃館」遺跡出土遺物一覧表

年時	地区	出土総数	土 器		木 器		鉄 器	備 考
			土 師	須 恵	鐵 打	板 状		
36 (40 年 出 土)	A	3	1	2	0	0	0	中学校野球場の北方地域を中心とした地点より発見されたもので、A、C地区にあたる
	B	0	0	0	0	0	0	
	C	5	0	4	0	0	0	(刀子)
第1次 調査 42年	A	0	0	0	0	0	0	
	B	3	0	2	0	0	1 (机)	C地区建物址を中心に調査。 墨書き土器「守」。 木筒などが発見。
	C	24(+1)	0	16	1	2 (+1) (櫛・皿)	5 流木	
第2次 調査 43年	A	3	2 (破片)	0	0	1	0	B地区建物址を中心に調査。 墨書き土器2点。 B1建物に埋蔵木炭など発見。
	B	56	0 (破片)	39	0	0	17 くるみ 櫛 鏡	
	C	3	0	1	0	0	2 くるみ	
第3次 調査 44年	A	4	0	1	0	3	0	B地区とC地区の中間より倉庫跡を発見。 遺物なし。
	B	0	0	0	0	0	0	C地区南部を中心に板状木器が目立つ。 墨書き土器1点。
	C	17	0	5	4	5	3 流木	
合計		118 (+1)	3	70	5 (+1)	28	1	

- ※ 土器須恵器の數値は大部分、破片を含む数である。
 - ※ 第1次木器の横断部分の (+1) は長方形、両端に孔ある形態の異なるものである。
 - ※ 黒土器は第1次 (1点) - C-、第2次 (2点) - B1.2-第3次 (1点) - C-の計4点である。
 - ※ 特色ある遺物の数値は次の通り。
- | | |
|----|--------------------------------|
| 貝 | 全長1.6m、幅45cm、厚35mm、高さ18mmの両が2本 |
| 縄 | 全長26.5cm、柄径13.5mm |
| 子 | 全長24cm、幅3cm、柄に12.2cmの目くぎ穴が2ヵ所 |
| 木器 | 底部のみ、9cm四方の円錐。厚1.5cm |
- ※ 第1～2次調査報告を参考にして昭和44年12月作成。

が、それは本遺跡の埋没理由によってその大部分が流失したものと考えられることによって明確である。

また、遺物の2～3点を除いて、その出土地点は地表下1.4～1.5m 前後の黒色粘土上面ならびにその土中、もしくはシラス土壤と黒色粘土との間に有る2～3mm の白色砂礫層から発見されているのが大部分である。それでは第3次調査まで見い出された出土遺物について総括的に考察してみることにする。

(註1)

- ・白井哲之：「河岸段丘と洪水伝説」 月刊社会科教室 1967・3 No.77
- ・平山次郎：「1000年前のシラス洪水」 地質ニュース
- ・市川賀一：「発掘された十和田湖伝説」 S 41・4 140号
- ・秋田県教育委員会：「胡桃館埋没建物発掘調査概報」 第14集 S 43・3 の16P～18Pまでの(4)地質参照。
- ・菅江真澄の「桜がり」 や日記には「その岸に臨みてうち見れば木の根の大きやかなるが川くまに現はれ、この上なる急にいとひろき野のありて、行かう人のふめば、しとしと鳴りぬ。末だ土の底には屋形どもの埋てなはあらんと語る」と言っているように、シラス台地の縁辺の崖崩れの下敷になった家屋が洪水で洗い出されたのではなく、古い時代一帯は天長七年(830)の出羽國秋田の大地震と推定している一米代川岸一帯をシラスで埋める大洪水があって埋没したものであると考えている。



A 土器について

出土总数は破片を含めおよそ90点あまりで、その大部分は須恵器であるが、完形品および圓上復元可能なものは僅か32点ほどに止まっている。その中の形態は楕(24)、壺(4)、鉢(2)、甌(1)、杯(1)の5種であり、圧倒的に楕が多い。

(各々の形態数値は第2表～6表に示した通り。)

(1) 楕……この形態は3種に大別することが可能である。つまり、ごく普通にみられる須恵器であり、第2表で明らかのように口径、底径、高さの比率が略々13:5:5の割り合になっており、口縁部の断面が若干「く」の字状に外反し、底部より腹部にかけても割合に鋭角なセクションを示している点に特色がある形態である。また全体的に直線が非常に目立ち、左右対称の均一化に乏しいきらいがある点も

この種の特色である。勿論、ロクロ仕上げによって作成され底部には糸切りが明瞭である。

しかし、その焼成は粗悪であり、僅かにうるし塗りを施しているものもあるが大部分もろく、胎土も砂礫が混入していて一般に軽い器である。更に器の内側には特に有機物または煤が付着している点が目立ち、この器形を成すものの生活時における役割が、飲食容器よりもむしろ油皿か、それに準ずる目的に限定使用されたものと推測されてくることも付記しておかなければならない重要な点である。…(A群)

次にA群の碗類と同じ黒褐色の色調を呈し、糸切り跡が明確ではあるが、底部が0.2~0.3cm程度、上

第2~6表 出土土器數値表

第2表 梶 (24)

群別	口径	底径	高	備考
A	14.5	5.0	6.0	1次 B2
A	13.8	5.2	5.0	1次 C
A	13.4	5.4	4.5	✓ ✓
A	13.4	4.9	4.8	✓ ✓
A	13.3	5.3	5.4	墨書き器「守」 1次、C地区
A	13.0	5.5	5.6	3次1トレンチ
A	13.0	5.4	4.6	1次C
A	12.7	5.1	4.5	✓ ✓
A	12.6	5.8	5.0	墨書き器 2次B1
A	12.5	6.0	5.2	1次B2
A	12.5	5.2	4.6	1次C建物
A	11.9	5.2	4.7	2次C建物
A	11.2	5.5	5.9	1次C
A		7.6		✓ ✓
A		5.6		✓ ✓
B	13.3	6.0	4.6	2次C
B	13.2	5.8	4.6	墨書き器 3次 3トレンチ
B	13.0	5.2		1次C
B		5.1		3次2トレンチ
C	12.2	5.1	6.6	胎土・焼成不良 1次C地区
?	13.7			1次C
?	13.7			✓ ✓
?	13.5			✓ ✓
?	13.5			✓ ✓

第3表 壺 (4)

口径	底径	高	備考
5.3	7.9	12.5	直口壺 S36~40年発見
13.0	6.0	20.0	土師製品 S36~40年発見
22.8			1次C建物
11.5	6.0	9.7	3次2トレンチ東

第4表 鉢 (2)

口径	底径	高	備考
40.8		推定 17~18	1次C建物
26.2	10.8	13.5	2次B2建物

第5表 壺 (1)

口径	底径	高	備考
21.7	17.0	49.0	S36年発見

第6表 坯 (1)

口径	底径	高	備考
15.1	6.1	3.4	3次2トレンチ東

※ 単位は全てcm。

※ 第1~3次調査時における原図を参考にして作成したもの。

※ 梶末尾の? 4点は口縁部のみのため。

底面になっている器形がある。当然その結果として底部内面が非常に凹凸に激しく、彫刻文様を呈し縁部の断面は薄く、胎土が粗粒である点に特色をもつ。

しかし、口縁部は外反することなく直線的な立ち上りを示し、ロクロ路もあまり顯著に見受けられない平面的な様相を呈しており、内面のそれとは相対的な姿となっている器形である。……(B群)

最後の器形として分類される壺は、本遺跡において僅か1点のみであるが、その形態は前述した2つの種類とはまったく異なるものである。即ち、口径12.2cm、底径5.1cm、高さ6.6cmの^{丸味}ぎんぐりした厚手の器である。焼器形中、最も高さのあるもので、ロクロ使用が内外面ともに著しく、丁度両手を壺状にすれば、その中にすっぽりおさまる感じの胎土、焼成とともに良好なる器形である。つまり、A・B群のそれと異なる点は、立ち上りが非常に垂直的であること、内外面に縁や付着物がまったく見られない茶褐色の色調を呈する点や、底部糸切り跡に若干の幅をもたせる切り口であることなどが挙げられるのである。

この種の器形は、男鹿市蘿木所在の「埋没家屋」遺跡から同型標を示すものが3点発見されている。^(註)いわゆる完全な食器として日常使用されたものか、あるいは祭祀用として特別に作成されたものと考えて妥当であろう。……(C群)

(2)壺……土師製の完形品を含め4点の発見をみたが、残念なことにその中の2点は昭和36~40年間に行なわれた遺跡付近の採土作業中に見出されたもので、その出土地点や状況の詳細が明らかではない。—AおよびC地区付近であることは確定している—

その器形内容は広口壺3点、残り1点は比較的長い頭を付けた直口壺である。いずれも小形であり広口壺の3点は胎土、焼成とともに粗陋な様相を呈し、特に第3次調査でC地区前部(2トレンチ東部の黒色粘土層中)から発見されたものは腐植が激しく、灰黒色をなした作りの粗末なものである。

ただ土師壺と第1次で発見された口縁部のみ現存の壺の内外面に僅かではあるが、刷毛目文様が見られる点に特色がある。前者は口頭部に若干のロクロ使用、そのくびれ状態と腹部全体の丸味などから考えて、「埋没家屋」出土の土師壺や南秋田郡井川村所在の「南台」火葬場出土の藏骨器などと同様に、^(註)本県における平安後期に属するものとしての時代確定をなすのが妥当であると考える。また頭付直口壺は、「埋没家屋」出土のそれよりも湾曲しており、口縁部のかなりの外反、腹部の丸味や底部に退廃過程における若干の高台をついている点などから、やはり平安時代の中~後期に位置づけられるものと考えられる。

(3)鉢……この種の器形に属するものは、B2、C建物遺構内から各々1点ずつ出土している。C地区出土のそれは、地表下1.28mより発見されたもので底部は破損し完全な器形として見ることが不可能である。

しかし、輪積み方式の作成で腹部下方において内外ともに竪状のもので盤形している痕跡がある。A群の須恵壺と同様に縁が付着している大形鉢である。またB2建物出土のそれは、南北两侧にある炉跡付

近から発見されたもので前者と同様、胎土中に石英質の礫が混入している黒褐色を呈するものである。底部外側には0.5cm前後の幅をもつ凹みが見られ、難積み方式を採用してからロクロや窓状のもので修正されたものと考えられる。両者ともに1~2cmの厚みを持っており重量感に富むものもある。

(4)杯と甕……前者については本報告書で説明している(土器番号No.4)のでここでは省略する。後者の大形甕は、その高さ50cm近くの完形品であり、前述した土師壺と同じく発掘以前の出土品である。表面肩部にはたたき目文様、内側には青海文による荷葉文様が施されている典型的な平安後期に位置する甕である。その数値による大きさは県下唯一である。

以上、第3次調査まで発見された土器についての概要を述べた誤であるが、本遺跡とはば同時代に設定される「埋没家屋」において出土した数多くの須恵器との間には、(i)器種、器形とも同一形態のものが存在している点。(ii)胎土、焼成とともに粗悪な作成である点。(iii)ロクロ、糸切りの明顯なる痕跡がある点。(iv)黒褐色、茶褐色の色調を呈し、概して軟質のものが多い点。(v)器形が非対称的(いびつ)なもののが少くないという点などの共通点が挙げられる。

他方、著しく異なる点は、特に壺や鉢の使用目的が日常生活に用いられる食器としてのそれではなく、焼火用の油皿に使われていていたと考えられる痕跡が顕著である点に特色があつて、両者の遺構に勿論かなりの相異がみられるため、概論は避けなければならないが、本遺跡の巨大な官僚的遺構のとるべき当然の結果として応用されたものと推定できる。

次に墨書きについて簡単な考察を加えてみる。前記した如く、墨書き土器は破片を含めて4点のみであるが、図版(6の1~4)本遺跡が発見され調査される以前までは米代川流域には皆無であるという通説^(註)を打ち破る要因を作った点で貴重な遺物であると同時に、内容的にも意義深い遺跡でもある。その銘字は、第1次発見の「守」(No.1)以外は明確でないが、No.3(第3次)とNo.4(第2次)とは同一字型考えられる—「守」か「侍」かもしくはそれ以外の字型かも知れない。またNo.2は「木」か「不」かも断定しかねる段階にある。しかし、これら3種類の字型は、県下における墨書き土器発見遺跡^(註)にはまったく見られない稀有なるものである点に特色を持っている。更に興味深いことは、墨書きを銘記しているこれらの須恵器は、いずれも茶褐色または赤褐色を基調としており、煤付着の須恵器が多く見られる中で胎土、焼成とともに良好なる点にある。

特に「守」については、3軒の建物、門、柵址などの大規模な本遺跡に調和した唯一の考古資料と言えるのである。つまり、古代における東北地方の政治的官職名の実在が出土したことによって、「埋没家屋」や雄勝城擬定地である「足田遺跡」、秋田市高清水に所在する「秋田城遺跡」とともに、本県の重要な平安朝廷による僻地支配の実体が明らかになるのである。

もともと「守」というのは、始め大化改新後、地方政治を行なうために設けられた国司の長官に定められた官位であった。701年8月に大和朝廷より勅令された律令によって、地方財政の権限を一任された

國司は中央から交代で派遣されてくる、いわゆる郡司の監督官にすぎなかったのである。周知の如く、大宝令は國司・郡司を上・下関係の行政官として、租税管理を両者の共同責任とし大規模かつ詳細なる中央集権強化に務めさせたのである。

その為、朝廷は諸國に國司を配置し、長官（かみ）に「守」を次官（すけ）に「介」、判官（じょう）には「掾」、主典（さかん）に「目」の字を当て、いわゆる四等官に分別したわけである。「守」には中央の官僚を任命し任期6年（平安時代以降は4年）で交代させ、その國の規模や重要性により大・上・中・下の区分をし一出羽は上國一、「守」にもそれに応じて從五位から同六位下までの格差を設定して朝廷権威の確保にあたったのである。そして、「守」の役割は、その國を統轄し国内の全ての事務を次官である介と共に監督し、上級官庁と連絡することが任務である。

即ち、神社、戸籍、簿帳を把握すると同時に百姓を養い農業復興を推進し、年貢徵収を始め田宅、良賤、訴訟、倉、徭役、兵士、器伏、鼓吹、郵驛伝馬、烽候、城牧、公私馬手および寺僧尼の名籍などを掌握する多種多様の業務が一任されていたが、特に出羽、陸奥や越後らの「守」らは、食事もしくは縫を蝦夷人に供給し、それに対する征討、斥候などの、いわば大和朝廷監督下に同さぬ蝦夷人の管理処置も重要な任務だったのである。

この蝦夷地征討は、土地・人民を増加させたいという朝廷の欲求が謂謂の民一朝廷に租税を納める民一の拡大という形で、陸奥国按察使（あせら）一國司を監督するために719年に設定された官職名一兼鎮守將軍である大野東人（おおののあずまひと）に代表されるように多賀・出羽衛設置などにより、8世紀前半より活躍化していったのである。こうした7世紀後半から8世紀後半にかけての中央官庁の政治機関による邊地支配体系は、前述した3つの歴史遺構を始め仙北郡高梨に占地する「弘田柵」^(B8)遺跡などから、多くの墨書き土器を発見させる大きな要因となったものと考えるのである。

例えば、県南の足田遺跡からは「鏡」、弘田柵跡からは「瓦家」、「厨」、「伴」、「官」、「公」「舍」「紙」、「郷」など。また中央の秋田城址からは「厨」、「主」、「城上」、「高継長」、そして脇本「埋没家屋」では「主」、「上」、「田」、「里」、「秋田」、「主屋」、「里壁」などいずれも中央官職と有機的な関連をもつ字型が地名、人名、吉祥語、数字などの意図するものと共に多数発見されているのである。^(B10)

特に「埋没家屋」出土の43点におよぶ「主」などは、四等官名の主典の頭文字、即ち、郡司官職中にある主政および主帳一國司官職の掾・目にあたる一の任務であるところの文案を審査し誤りを正す、言ってみれば文筆を役職の本文としている。これらの頭文字が須恵陶の胸・底部に銘記されたものと考えられるが、この郡司関係用語である「主」と、國司関係の臭が強い字型は、上記した多くの墨書きと共に蝦夷人らの居住する邊地の國司として、治國の策を計るばかりではなく当面の敵である彼等に接觸して大和國家体制に順応させる重要な使命をまもる為、最北端に位置づけられた地方豪族、あるいは

中央との連絡権をもった長官の官職名を力強く肩部に記載したものと考えて間違いないものと考えるのである。

とすればこの「守」なる墨書き字型を出土させた本遺跡は、前述してきた任務をあずかる在地豪族の権威を持つ者の館か、もしくは官衙的性格をもつ建物として見るべきものであり再認識しなければならないのである。最後にこの「守」の墨書き土器は、中央官制の政策が由羽国に対し積極的に強化されたために見い出された字型であることはゆうまでもないことであり、「守」は長官にあてた字であるという歴史的裏付けがなされた点で、本県から発見された多くの官職墨書き字型とともに、古代平安朝における地方行政の複雑化している糸を解きほぐすための唯一なる考古資料であることを改めて付記することにする。

(註2) • 福山敏男：「秋田男鹿の発掘」—平安時代の民家— 史林第49号1号 S41

• 斎藤忠：「埋もれた家屋と集落」 日本歴史 第199号 S39・12

• 秋田県教育委員会：「鷹本理没家屋第1次調査概報」第5集 S40.4

• " " " 第2次 " " 第6集 S41.4

• " " " 第3次 " " 第11集 S42.3

• 磯村朝次郎：「鷹本森家屋埋没遺跡調査報告」秋田考古学第18号 S36

(註3) 註2の第3次調査概報の58P、図版第11図のNo189図参照。

(註4) • 奈良修介・豊島昂「秋田県の考古学」吉川弘文館の 169~170P 参照。 S42

(註5) 註4の184~187Pの墨書き土器に関する部分。

(註6) 註2の第1~3次調査概報の「埋没家屋」遺跡

• 斎藤忠：「第1次秋田城調査」日本考古学年報12 S39 • 岩見誠夫「高野出土の墨書き土器」秋田考古学第26 S42.7 などの秋田城跡を始めとする遺跡。

(註7) • 秋田県教育委員会：「羽後町足田遺跡発掘調査概報」第3集 S39.3

• " " : 「足田遺跡発掘調査概報」第17集 S44.3

• " " : 「 " " 概報」第10集 S42.3

• 板橋源「出羽国雄勝城考」出羽路17号 S37.11

(註8) 例えば709年に巨勢麻呂の陰奥鎮東将軍や佐伯石湯の征越後蝦夷將軍に任命されたこと、文中の大野東人の多賀幡を初め牡鹿、新田、色麻、玉造幡などの岩手県地方における建設。733年には出羽城を一挙に雄物川河口に設置など。

(註9) 「秋田考古会誌」一括田植跡特集号第一2巻4号 S5

(註10) 墨書き土器発見遺跡における字型は、次頁別表を含め、およそ150種の字型の内55種が判明され、255点の内61%にあたる156点が字型明瞭である。

遺跡名	字 漢	地 名	人 名	吉祥・宗教	窓・所有者	記号・数字
足 田	な し		「赤麻呂」「赤麻」「廣」「鳴」	「静」「引」「悔穀」	な し	な し
松 田	な し	な し		「福」「風」「富」	な し	な し
秋 田 城	な し	な し		「山」「吉」「慶」	「白」	「百」
埋没家屋	「堆」「高」「仙」		「廣」	「福」「慈」	「+」「○」「×」「井」	「○」「五」

※ これらの墨書きは昭和44年度までのものである

(尚、埋没家屋出土の記号、数字欄に所属している「五」は国司官職に給与された官位の数字と小生は考へている。)

(註11) 註2の第3次調査概報の35~40Pまでに具体的な考察を鍋倉が記述している。



B 木器について

木器に関する遺物は、実測図やその数値などを第1~3次報告書で順次に記載しているため、ここでは織機具と板状木器についての考察を中心として述べてみたい。周知の如く、天明3年(1783)、生れ故郷の三河を発ち諸国巡遊の旅に出て、各地域で見聞した考古学的資料を記述した菅江真澄は、本県に在任中、県北において洪水のたびに発見された埋没家屋に関し他の国学者らと共に多く資料を世に残した。また明治になってからも鷹巣町発見の家屋を2~3を指摘した歴史学者もおり、古代より本遺跡に類似した遺構が注目されていることは明白である。

こうした中で本遺跡に関連の深いと思われる文献は、真澄の記した「筆のまにまに」(第6巻)と「桜がり」(下巻)であるが、特に後者には、その時の見聞内容と出土遺物とが絵図を加えて記載されているのである。

このことは、奈良修介氏の論文に詳しく記述されているが、ここで若干、「桜がり」の文献資料より当時出土した木製品について引用することにする。

以下、内田武志氏の「菅江真澄隨筆集」(東洋文庫143 S44発刊)による。

「……またこたび、文化十四年(1817)の夏、藤神村の枝郷に小勝田村(北秋田郡鷹巣町)の高岸米代川のへたうち崩れて大なる家出たり。機の具、絡紗、ワク、櫛オケ、櫛など出たる中に、八角なる木の長さ一尺一寸六分なるに支干六十字書いて、二字の間に穴ある幣串のごときもの出たり。此事考て一ト巻キとせり。」とあり、以下織機の絵図を説明している文章を記述することにする。

「〇杼……長二尺八寸五分。ケダ口穴、堅四寸五分・横一寸一分。櫛ノ縫杼リ形間、甲より乙まで二尺許り、常人の女工具よりは大也。」

倭名抄ニ云、杼、通俗文ニ云、受綱日ヒ(和名比)亦謂ニ之杼(蘇禾反与沙同)今按ヒ

ノ字也、脱文云、一ハ者機之持綿者也と見ゆ。

○ワクリ……（倭名抄、揚氏漢語抄云、多々理、下ハ他果反）と見ゆ。世俗これをかせひといへり

○織複……（和名抄孫惣ノ日織複機之卷絵者也）漢語抄云（キ乃阿之）と見ゆ。諸国方言キ乃ツ
キノアシ

メ・布マキ・真マキなどの名あり。丙丁爪より爪まで長サニ尺五寸五分・矢舌八分弱。

○錦竹……綾持・アソビカケなど方言あり。いずれ杉にて作る、末尖リ也。本末長二尺七寸・本ノ木
口三分。

○ワク……高壹尺二寸・上下、板六寸四方、凡尋常のワクのごとし。

○機子……數本あり、みな薄板を割て作り。

○ヲゲ……里人麻桶といふ、紡麻内也。直五寸五分・高五寸許。蝦夷人はヲカモカモト云ヒ、松前船
人、味噌ツゲと云、又ツル桶ト唱フ处アリ。

其形古ヘノ絃桶ニ似タレバ云ヘル也。此曲器

館のみノ跡アリ。」と説明しているが、この他、楕や、櫛、木鉢、下駄、曲物などを具体的に挙げて
いる。

こうした木製品の中で織具の見聞録が圧倒的に多いが、真澄によって説明している7種の織機具は次
の様にそれぞれ解説される道具であろうと考える。

(1)野……Shuttle である。織物をおる時、平行に並んだ経糸を通すために使用するもので、杉賀は
主として木理の深い堅いものが使われるが普通である。真澄の見た野は、約60cm程もあり女性使用的
織機具としてはかなり大きいものだったろう。

(2)ワクリ……ワクリもしくは線柱、とも記すこの織具は、裁縫用の糸をかけて繰る道具である。現存
する著名なタタリは、奈良市春日神社や、伊勢皇大神宮にある金銅製のV字型や鉤状の突部の付随して
いる特殊なものがあるが、いわば糸にすべき纏維をひっかける台付柱状の道具なのである。
(B6)

(3)織複……真澄が各地方の方言として「ヰノツメ」、「布巻」などと言っているように、糸をまきつ
ける棒状の木駒である。つまり紡錘用の糸をとのえるため、それをかけまとう道具であり、平城京跡
からも紡錘車とともに數本出土しており柱(かせ)とも言うべきものである。

(4)紡竹……(竹晝、緯晝、もしくはクダとも言い織物を作る為、製糸を簡便にまきつける細くて長
く両端または一方のみが尖がっている木製品であり、それから杼にはめて織る過程に必要な用具である。
最近、発掘調査された大阪府高槻市の上田部遺跡からこの種の織具が出土していると報告されている。
(E6)

(5)ワク…ワクである。我国の古墳時代中頃に稻穀が中国より伝來した時、一緒に渡って来たものと考
えられる織具であって前述したタタリに対応する道具である。即ち糸を繰るもので大体4本の棒状のもの
を2本の横木で交差、その周囲に使用する織籠をまき取るための用具である。前記した上田部遺跡の
井戸の中からも類似したものが発見されている他、三重県の抽井遺跡や平城宮址の内裏北地域からもこれ
らの断片が数点発見されている。

(6) 機子…我々が箸状木器と呼んでいるものに似ており、織機の方に用いられる直接的道具と考える。
(7) オケ…オケ、麻箆とも書き、いわゆる織物を作成する糸を貯えるだけの単純な機能を持っている静的木器であり、比較的、深い鉢形のものが多い。

和歌山県熊野速玉神社蔵の松鶴模様の藤絵麻箆などが現在、我が国にある著名なものであるが、真澄が見聞したそれは、薄い杉材を利用した、いわゆる曲げわっぱ的な簡素なものであったらしい。

以上、菅江真澄の見聞録である「桜がり」に記された小勝田村の高岸より発見された家屋からの機具は、明確なところタタリ、ワク、オケ、ツム、アヤダケに七の6点であるが、3次調査までの内、これらに属する道具は現存ながら発見できなかった。一縁竹と思われるものは1点出土しているが……

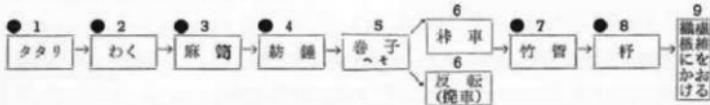
現在、我が国においての初步的段階にあるいざり機は、小さいながら福岡県宗像神社神津宮発見の金綱製のものがあるが、真澄の文献資料から考えられる織機は、中央政権の密な地域にある、もしくは使用されていたと思われる豪華なそれではなく、東北辺境に隨所に見られたと推定される——「埋没家屋」からも発見されている——装飾の施しが少ない簡素な杉材による織物機と考えられるのである。

しかも、こうした一連の機具は多くの紡績および機織の図などから見ても、形態としては弥生→古墳時代→奈良時代と比較してもそう大差はなかったものと考えられるのであり、いずれも平織の麻布、絹織の製織に関するだけの機具であり、つまりいざり機の領域を脱し切れない、機械的にもその技術面においても原始的要素を含んだものと考える。

ましてや古代平安朝時代に蝦夷地征伐を最大の目標として設置された、米代川流域の辺境の地理的条件の中での機具が示すその内容は、まったくの初步的段階に占地する織機具のなものでもなかつたのではないかろうか。この様な織機具は、多少、使用前後に変化があるだろが大体、次の第7表の如き過程で織られたのが標準と考えられるのである。

第7表 織機具使用推移図

※ ●印は小勝田村より真澄が見聞したもの



卷子…糸を紡錐から捲きもどすために使われる棒状木器。

棒車および反転…二字形の道具で織りもどしやそくの形にしたもの。どちらも円柱にまわる道具。

※ 竹管にゆく前に絨糸(タテイト)はチキリにまいて機台に、緯糸(ヨコイト)はワクから棒車にゆきそれがから竹管に移る。

さて、本遺跡より出土した織機具として考えられるものは、「埋没家屋」発見のものと比較すれば、その数は2~3点にとどまるのみである。やはり、土器類と同じく大洪水によって散在してしまったことが理由であろうが、「埋没家屋」出土のそれらと同様に非常に特異性の広るもののが目立つのである。

即ち、真澄らが見聞した織物を成し得る以前に必要なものではなく一第7表における1~8までのタ

タリ、ワク、オケなど一実際に創作過程において必要な最小限度の機具が多い点にある。つまり、原始的・幼稚的ではあるにせよ、いざり機なるところの機具が多い点に本遺跡出土の機具における特色がある。

例えば、第1次調査で発見した先端を「く」の字状に削り取っている厚さ1mm前後の精選された木製品などは（第1次報告書木器番号No.2）、形こそ違え「埋没家屋」より出土した太い杉材で構成されている一本の湾曲した木材を丹念に削り、その先端を板状に加工し、しかもその薄い部分に円、長方形の孔を穿っている50~60mm程の木製品（埋没家屋第1次報告書木器番号No.2とNo.25）と同一のものと考えられるのである。

即ち、織物を作成する場合、織り上げる職人の位置する最前線にある部材であり、布巻・真澄のいう織複にあたるーと呼ばれるもので、その湾曲した形や、鉤状の姿をした部材に経糸をまきつける堅固な材質から成るものである。（本報告書に記載されている短太の木製品—実測図No.4—もこの種のものと考えられる）この部材の相対的機具は、本遺跡より見い出されてはいないが、「埋没家屋」出土のもので等間隔に三角状の切り込みがみられる、およそ60mm程の板状木器（完成品ではない。埋没家屋第1次報告書木器番号No.13）は、その切り込みの顕著な点から緒巻（経巻）とも呼ばれるものと考えられる。

この布巻と緒巻との間に施されている経・緯糸の前後関係に使用される機具が、いわゆる杼であり、綿続（おさ）であり綿竹、糸巻なのである。

こうした一連の相互関係にある織機具の中の綿竹——真澄のいう綿竹にあたる——が第3次調査において発見された。長さ23.2mm、幅2.1mm、厚0.3mmの数値をもち先端の鋭利な木製品（本報告書木器番号No.1で1トレンチ北側の黒色粘土上面、地表下1.5m地点）は、まさにこの綿竹に相当するものである。

もっとも、この種のものは「埋没家屋」より數10点出土しており（埋没家屋第1次報告書、木器番号No.27~33など）、古代平安朝時代における東北地方の一般的な織機の中の綿竹であったろう。また、簪状木器や、小形の薄板などは、本遺跡からかなり出土しているが真澄がいうところの機子に該当するもので、オサもしくは糸巻の道具として使用されていたものと推測される。

以上、本遺跡より発見された少數の織機具を、菅江真澄の文献史料と、同時代の埋没遺構と考えられる男鹿市脇本に所在する「埋没家屋」から出土した考古資料と対比させながら、本遺跡のそれについて考察記述してみたわけであるが、現在我国における古代織機の全貌がいまだ明確でない中で、これら乏しい出土品から見解する限りにおいては、当時の織機形態は、さほど大きなものではなく、かなり簡単な操作で動かすことの可能な原始的織機と考えられる。

しかし、こうした一連の織機とそれに付随する織機具から考えられることは、推測の域を脱し切れないにせよ墨書き土器の「守」と同様に、一般的民家で活用された生活必需品ではなくして、ある程度、高度な生活環境、つまり中央政権と深い関連をもつ地方豪族、あるいは官衙の建物にのみ密着した道具であったことは、真澄の記述した文献に登場する遺品などを考慮に入れると間違いないものと判断するこ

とができるのである。

次に本遺跡出土の木製品として特色をもつ板状木器（第2次報告書ならびに略報では板札と呼んでいるもの）について、別の角度からの若干の考察を加えてみることにする。一具体的な実測とその数値については本報告に記述一

まず第1に挙げなければならないことは、この種の木製品が県下唯一のものであると同時に、全国的にも稀なる遺品であるという点にある。次に主張的に知られている平城京跡を始めとする宮址、寺院、官衙造構などから発見されている、いわゆる木簡とはかなり異なった要素を持っている点にある。

即ち、

- (1)おおむね $10 \times 10\text{cm}$ 前後の正方形の形態をとっていること。（厚さは 0.8mm 程度が多い）
 - (2)四隅には 0.4cm 前後の孔を穿っていること。
 - (3)その孔には木釘が付随しているもの少なくない（木釘の長さは略々、 $2 \sim 3\text{cm}$ 程である）
 - (4)更に、その孔の周囲には同心円状の圧痕が残存していること。（消滅しているものもある）
- の4点であるが、(3)・(4)に相当するものが11点中、それぞれ4点と3点ずつ（但し、両者をかねているものが7点入っている）あるが、杉材を鋸利な刃物で切断しているこの薄板は、かなり特異な性質をもっているものであることが形態の上からも推し計ることがだきるのである。

所謂、木簡に関する具体的な考察は多くの専門学者によって、宮址出土のそれを中心にその解明が発表されていることは周知の如くである。特に前記した平城京跡からは、土壠、井戸、溝、建物柱穴などから約25,000点以上の木簡が発見されているが、そのほとんどは長さ15~30、幅3mm、厚 0.5mm 程度の長方形を成すものであり（この系統からすれば本遺跡第1次調査でC地区出土物より1点出土している。木器番号No.8。長16.5、幅2.8mm、厚0.5mm。ただし、両端に小穴が穿されているもので、第1表の板状木器欄の(+1)にあたる）、その記載事項内容から(1)請求書、(2)伝票、(3)荷札、(4)付札の4種類に区分している。

(2)(3)

また、奈良国立文化財研究技官であ河原純之氏は次の様にも分類している。

(1)役所の公文書・事務処理の記載内容の多い木簡は短冊型の木製品に、(2)諸國からの調査雑物一例ええば、佐米、石、鰐、綿、鐵、塗魚、鯖、水母、塩、胡桃など一輸送のため、貢進物につけた荷札、あるいは宮内において役所が物品の保存管理上つけた札などは、紐でくくりつけるため両端もしくは一方に切り込みをもうけ、その縫に突きさすようにするため先端を鈍く突がらしている木製品に、(3)習書や楽書などは木材の断片にそれぞれ銘記しているのが、平城京跡発見における木簡の特色であると述べられている。しかし、こうした宮址発見のそれからと比較しても明かなように、本遺跡出土の木簡的要素を持つと思われる木製品は、前述した4つの特徴をもっており、全国に分布している宮址などの歴史遺構から発見されている木簡のいずれにも所属しない性格を帯びているのである。

しかも出土した11点の板状木製品中、墨書き入しているものは僅か1点のみであり（第1次調査においてC地区建物の中央、地表下1.2mより発見。報告書木器番号No.5。標準形態の2倍である22×22.5cmの正方形。厚0.8~1.5mm。四隅に0.8cm前後の孔あり。裏表両面に墨書きが見受けられるが、その鮮明度に欠けている為、事務処理か伝票・荷札的要素の濃いものか判断つきかねる。現在、科学収集品処理で検討中なり）、残りほとんどは、比較的、硬質の材で製作された使用終了以前の、いわばその目的を達成していない未完成的要素を含んだもので、現在の段階では、この正方形の板状木器を真の木簡という領域に所属させることは、はなはだ無理からぬものと考える。

しかしながら、ここで重要なことは先に簡条書で示した4つの特質を含め、1点の板状木器の裏表に墨書きによる文案が記載されているという現存性であって、これから5つの観点から、この種の木製品の使用目的ならびにその方法がある程度、推し計り得る可能性を秘めているものと考えるのである。

即ち、先端の突った木製品丸棒の上部に半球または平錐形の頭が付いている、いわば頭紙的要素をもつた木釘が四隅について、その表面には墨で文案を記入し、ある種の荷、物品などにつける荷札もしくは付札として使用したと推測復元できるのである。

紙としての推測理由は、孔の周辺にみられる同心円状の圧痕からであるが、これとて荷物側より生じた痕跡とも考えられるので確かなこととして断定することはさしづかえなければならないことは勿論であり、その記載事項の内容が精密でないため、荷札や付札としての木簡であるという事實性にも乞しいきらいがあるとはいえないものである。

いずれにせよ、こうした板状木製品が使用される過度において、これを用いて働く人間の存在と、勞働内容やその組織といわれるものを確保しえる規模の大きな社会的背景がなくてはならないものと考える。全國的に稀有なる、この木製品の位置する地理的ならびに政治上よりなる社会的立場は、古代平安朝において生みだされなければならなかった重要な道具であったろうし、その反面、中央政権よりほど遠い後進地域において、蝦夷地支配の任務のため、ある時は先進地域の中心的存在を表示するための交易、交流を推進するのに必要な木器となって流動したものと考えることが可能なのである。

言い換えるならば、中央政権と蝦夷地を支配する媒介的立場をもつた地方在住の長官、すなわち守たるべき豪族のとつた連絡用の木製品であったことが、この10cm四方の板状木器として登場したのであると判断してさしつかえないものと考える。

再三に渡って、宮城発見の木簡とは形態に著しい差異があることは記述してきたが、その内的性格は中央のそれと同様に保管処理などを遂行するため、荷札の存在の板札のなものでもないのである。

東北地方における歴史的遺構から、いまだこの種の遺物が発見されていないので、こうした形態を探用している遺跡の究明発見をまつことと、8世紀における我國の朝廷政権がとった辺境東北の管理運営を要する土器とともに探究してゆくことが、今後に課せられた重大な研究テーマと考えるのである。

〔註12〕・例えは眞澄は、亨和3年(1803)6月に比内庄大抜村(大館市)で見聞したことを「にえ

のしがらみ」に、同じ内容のことを文政7年(1824)に「櫻がり」に、また小勝田村(鷹巣町)発見の埋没家屋を同年、「筆のまにまに」に記述している他、黒沢道形(1767~1836)の「秋田千人瓦」や、平田寅胤(1776~1843)の「皇國度制考」にも論述されている。

(註13) • 例えは白井光太郎は「人類学雑誌」43号、(明治22年9月発刊)で上古住民の住居は堅穴であるという論拠とした例に文化14年6月6日、洪水の際、秋田郡比内脇神村の支郷小勝田村で発見された家屋を挙げている。

(註14) • 奈良修介:「菅江真澄の記事による北秋田郡出土の古代家屋及遺物」秋田考古学14号 S35

(註15) • 太田英蔵:「紡織具と調査絶布」日本の考古学IV 歴史時代上 河出書房 S42

(註16) • 原口正三・富成哲也:「大阪府高槻市における上田部遺跡と川西遺跡の調査」日本歴史256号(1969年9月)の論文には奈良時代農民の生活の一端を知る手がかりになる遺跡であり、住居・水田遺構も発見されている非官衛的遺跡であるらしい。

(註17) • 西村兵部:「鐵技の向上」世界考古学大系4日本 平凡社 S36

(註18) • 例えは「信貴山縁起」の中の尼公の巻や、「当麻曼荼羅縁起」(神奈川県光明寺蔵)などに奈良から平安末期にかけての纏具に関する風俗絵がある。

(註19) • 野村忠夫:「古代官僚の世界」培新社 S44

• 野村忠夫:「平城京跡の木簡と官人の考選」日本歴 240号 S43.5

• 井上光貞:「最近出土した平城京の木簡」月刊文化財3 S42

• 青山 茂:「平城京時代」河出書房新社 S40.6

• 奈良国立文化財研究所「平城京発掘調査出土木簡概報」(1~4) S38.39. S40.42.

(註20) • 小島俊次:「奈良県の考古学」吉川弘文館 S41 の出土遺物参照。

(註21) • 河原純之:「平城京と平城宮」出土遺物 日本の考古学Ⅶ 歴史時代下 河出書房 S42



以上、鷹巣盆地北方の標高280mを計る盆地に内包する「胡桃館」遺跡より発見された遺物について、土器、木器に関する総合的見解と考察を論述してきたわけであるが、その結論として断言でき得ることは次の4点である。

即ち、土器に関しては、

(1) 須恵器(A群)、鉢に「媒」の付着が著しいこと。

このことによって、食器用よりも煙火用の油壺に使用されていたと考えられること。

(2) 中央官職との有機的関連が墨書きによって明らかであること。このことによって、四等官の官職における長官「守」が古代東北の政治的実権を把握していたという実証が成立したこと。

また木器においては、

- (3) 原始、初步的段階の織機具が発見されたこと。このことによって、文献史料などを含めて考えれば、当時はかなりの種類にのぼる織具、織物機具が存在し、かつ特定の性格を持つ家屋内で使用されていたと考えられること。
- (4) 本県はもとより、全国的にも唯一な板状木器が存在していたこと。このことによって、所謂木簡の種類に幅がもたせられたことと、東北地域に顯著にみられる特異性のある、荷札的要素の濃い木簡の意図する問題が生じたこと。

のそれぞれ 2 点ずつ列挙されるのである。

これら上記した 4 点に関する共通点から、最終的に見い出される究明点は、井籠状に組み立てられた巨大な二棟の建物による中心的遺構を始めとする。倉庫（第 3 次調査において B、C 地区中間点より発見される）、格納施設（B 1 種物を指す）、そして櫓、門址などの建築上からの考察と同様に、平安時代の中期から後期に至る時点において、この地に住んだ豪族一当然、孤立化したそれではなく、律令国家体制の性格を十分に含んだところの豪族一の居館必要欠くべからざる遺物であるといいう一言につきるのである。ひるがえって言えば、男鹿市脇本で発見された「埋没家屋」遺跡のような非官衙的なそれではなく、直接・間接的にも蝦夷攻略の最前線に立地した、いわゆる防人的立場にあるべき官衙遺跡であり、そこで使用されるべき遺物であると判断することが妥当と考えるのである。

（鍋倉勝夫）

2. 建築遺構

遺跡地

発掘された4棟の建物と欄列および柱群は、いづれもシラス土層下にある黒色土を地山としており、同時期に構築されたものと考えられる。遺構はいづれも東南の方向にやや倒れており、北西から東南に動くシラス土砂流によって埋没したことを物語っている。それは建物の下半分を埋めたのに止ったが、ついでおそっただ二回目の洪水によって、シラスはさらに厚く堆積し現在に至ったものと思われる。シラスの堆積厚さはほど2mに達している。二回目の洪水のために、建物の上部は失なわれたけれども、コンクリートのように緻密で固く凝固したシラス土層に包含された構築用材は、原形を全く損わないまゝに保ってきたのである。そのために発掘は非常な労苦を必要としたけれども、また得れたものも少なくはなかったのである。

建築遺構

1. 遺構発掘の経過

A 地区遺構

主として野球場内において見出されたものであって、次の3種の遺構を含んでいる。

A 1……3本で1組になった一対の掘立円柱群。

A 2……北方にわん曲して走る欄列。

A 3……南北に走る枕欄。

A 1

これは昭和13年に野球場の整地工事中に発見されたもので、豊島昂氏によって調査された。6本の円柱が、3本を単位としては東西線上にたつ。東から東1・3・3西1・2・3と呼称する。3本の柱は1.5ないし2mくらいの間隔をもち、中央の柱はやや北よりになって千鳥状に配置されている。東2と西2の距離は11.9mである。発見後調査以前に東1・2、西1・2は上部が切断されてしまっていた。他の2本はその後ぬき上げられた。当時の実測寸法は次のようにある。

	長さ	柱根径	上部径
東2柱	3.2m	0.7m	0.43m
西3柱	2.9m	0.37m	0.25m

(第1次調査報告書実測図参照)

昭和13年に東3柱の遺存部を掘り下げて調べてみた。現グラウンド表面から1.8mまでシラス層で、その下に約40cmの黒色粘土層があり、さらに青緑色の砂質粘土層が約30cmあって疊層に続いていた。柱表面の木肌はきわめて保存状態がよかつたが、黒色粘土より上5~10cmから下にかけて腐蝕痕を示しており、黒色粘土層下は柱周辺部の土が攪乱された形跡があった。これによつてこの柱群は他の遺構と同様に黒色粘土層を地山としてたてられたことが明らかになった。なおこれは小さなピットによる調査で

だったので、柱周辺の地山の状況等は明らかでないが、柱に接して地山面で土層が被出されている。

また遺存する4本の柱の上に切斷された柱頭を戻して原形に復したところ、東1・3、西1・3は頂部に貫材を通してつないでいたことが認められた。柱頂部はいづれもあまり腐蝕していないから、これらの柱はほゞ全長のまゝ残っていたものと思われる。旧地表から約2mの高さをもち、柱上部はゆるやかなチマキをもっている。

A 2

これも38年に一部が発見調査されたもので、当時4本の柵柱が確認されている。その後42年に3本、43年に3本、44年に1本が追加発見されている。A 1の北側約10mのところを、ほゞ東西方向に南に張り出た形で円弧を画いて走っている。柵柱の間隔は4mから6mくらいで、連続して発掘していないが、すくなくとも80m以上延びていることが認められている。柵柱は断面が5cm×20cmの長方形で、幅面に30~40cm間隔に貫穴が3ヶ所にあり、下部の貫穴には5cm×15cmの貫材が遺存していた。貫材はそれぞれの柱間より約20cmほど長めで、貫穴のところで側面からくる貫材が並置されて横で締められていた。柵柱は黒色土層下の疊層を柱底として立てられており、黒色土を地表とする。柵列部分としては第1柵柱とその両方は、整地工事以前は池であったため地層が乱れていたが他はよく保たれていた。B 2建物の東南部では予想される位置に柵柱を見出すことができず、他の場所より50~60cm深くまでシラスが堆積していた。そして黒色土層がなく青緑色砂質粘土層に続いている。従ってこの部分は地表が低くなってしまい、池または溝があったものと考えられた。

これまでの発掘結果からすると、この柵列はかなり正確な円弧を画くことが注目される。

A 3

43年にA 2の柵を調査中、A 2第5柱の地点で、A 2柵に直交して南側に延びるもう一つの柵が発見された。これをA 3としたのである。この柵は丸木を小割したまゝの末仕上の粗作りの材を用いたもので、材の太さは一定しないが今日燃料に使う割木程度のものと考えてもらえばよい。柵の構造はA 2柵に比較すれば格段に粗末なもので、杭を60~80cm間隔にたて、これにて長さ3~4m前後の割木を水平にして葛で繋結したものを25~30cmごとに4段にしてつくっている。ただし、A 2柵と交わるところの北端とそれに続く2番目の柵柱はその形状がA 2柵と全く同じであって、上の構造をとるのはそれより以南である。この柵は柵枕数38本、延長にして30m余まで確認したがなお南方に続いている模様である。柵列は直線的であるがいくぶん不規則に屈折している。なおこの柵列は実測直前に豪雨に見舞われて水没したまま調査期限をすぎたため、正確に実測できなかった。

B 地区遺構

42年にC遺構を調査していた時、その東南方向で町営住宅の両側を流れていた水路に杭と矢板様のものが頭をのぞかせてていたので、その実態をきわめようとして発掘したのが端緒であった。発掘にかゝって

箇の日の中に、それが3間×2間の規模で南側に戸口をもつ堅板壁造りの建築遺構であることが知られた。しかしこの場所は整地面が高いところであったため、堅いシラス層を深く掘り下げなければならなかったので、完掘までに2シーズンを要したのである。さらにこの建物の南からこれとは別種の構造形式をもつ建物の一端が発見され、これも同時に発掘した。発見順に北側の建物をB1、南側をB2とした。

B1 建物

桁行7.3m、梁行5.5mの南北棟の建物で、掘立の柱と壁板による構造をもつ。柱間は桁行3間(8尺等間)梁行2間(9尺等間)で、四隅の柱は径17cmほどの多面取りの丸柱であるが、他の柱は17.8cm×10cmの長方形断面のものである。南面中央柱の両内には、両側開きの扉をもつ戸口が設けられている。この扉口は内法巾82.5cmで、地表から32cmの高い位置に敷居があり、踏込みになっている。敷居は幅22.5cm、長さ120cm、厚5cmの材で柱および方立下部のふくらみとその内側に敷居と直交して埋め立てられている板で支承されていた。敷居と地表間に4枚の板が面戸として並べてられていた。敷居には径5cmの軸摺穴があけられ、扉がつり込まれていた。扉は納まっていたが、昭和41年の調査で收得されていた扉がこの扉口に合致するものであった。柱間をふさぐ壁体は幅20cm前後、厚さ2cmの板を立てならべたもので、突きつけになっている。柱、壁板とともに掘立てで、柱は75cm、壁板は18cmの深さで埋められている。床面は黒色土で、板張りの形跡はなく全て土間であったとみられる。床面中央には1.0m×1.3mほどの構造形の折りがりをもった炭の堆積があり一部に赤い焼土が認められ、こゝで火がたかれた跡を残していた。また東西南隅近くには、指太さ位の角材を径50cmくらいの馬蹄形に立ててぐらして北側に開いた、内部に炭と灰が堆積した施設があり、戸口東脇からこの施設物にかけてごく細い杭が3本ほど等間隔に地上28cmの高さで立っていた。

床面から粗穀や須恵器破片が検出されている。

B2 建物

B1建物からわずか1.8mはなれてたつ、桁行8.8m、梁行6.7mの南北棟の建物である。東西南の3面の中央に、内開きの間開きの扉をかまえる。構造は井籠板壁組である。地上に18cm×17cmの断面をもつ土居を据え、その上に厚さ5cm、成(板巾)25cm内外の板を屢納(かぶね)4cm×2cm×4cm)をいれて、井籠竪に組上げて板壁としている。土居と壁板は脚部でそれぞれ相欠き重ねとし、壁板は中央部で戸口方立ねおよび北側では中柱にしやくった溝にやう厚みをへらして納めている。土居は南方で南に1mあまり端部がつきでている。さらに南壁面線から約1.8m南方に南北棟線上に7cm×13cmの断面の柱が立っていた。この柱は底部が黒色土中にとどまり、掘立深度が浅いので、大きな重量を支えた柱とするにはやゝ問題が残るが、その位置からみて一応櫛持柱と解釈することもできよう。

戸口装置は、土居上に厚さ5cmの敷居をおき、その上に9cm×18cmの方立をたて、敷居に軸摺穴をあけて扉をつるものである。三口とも同じ形式になっているが、細部では次のような差異がある。

	扉召合せ	戸締り法（敷居上）
東 戸	合 決 り	内側中央に木栓
西 戸	突 付 け	同 上
南 戸	合 決 り	内側左方に木栓

すなわち、東南戸は内部で1本栓によって戸締りできるようになっている。ところが南戸は戸締りができず、むしろ開放に便宜のよいようにできている。したがって、戸締り装置は遺存しない上方部分に別個のものがあったことが想定される。

土居は黒色土上に直接すえているが、脚部および戸口の下では、板を1.2枚土居下にかい込んでおり、北側中央柱下ではかい板の下に小さな玉石をおいていた。これらは土居を支えるというよりも水平をとるための仕事と思われる。

床面からは、西半から一4本の根太材が出ている。この中3本は西側戸口の中央およびその左右に、土居下に一端がさしこまれ、東方にはね上った状態で出土した。これらを平面に投影すれば、すべて西側土居に直交し、原位置を動かないで一端が浮き上った状態で埋没したものと思われた。なおこの根太の上に敷かれていたと思われる床板材が西側土居に接した状態で出土した。他の1本の根太材は南側土居の戸口下に一端をさし込み、西北西方向にはね上った状態で出土した。これは当初はおそらく南北方向に通る根太であったと思われる。床面東半からは根太材は出でていないが、根太下にかい込まれたと考えられる板の断片（一部に転用材がある）が、ほど規則的な配置をもって九箇所検出されているので、西側と同様に根太がおかれ床板が張られていたものと考えられた。

床面施設として検出されたものは、廐地、炉址、およびくぼみである。廐地は西南隅にある。その構造は9本の小枝を円形に土中につきたて、これを芯にして土を塗り上げて成形したと考えられるものである。廐の直径は約60cmで、焚き口は北側にある。内部には灰や木炭が堆積し、中にはこぶし大の石が一箇所見れていた。土にはあまり強い焼成のあとは認められないであります。使用されなかつたようである。炉址は廐より中央寄りに50cmはなれたところにあり、ほぼ一边80cmの方形に炭が堆積したもので、戸口戸口の南端と直交する根太の一部にある焼損部分と、この炉址とが一致するから、床の一部を切っ離された廐地と解してよいと思われる。土居西南の隅部に接して窓みがある。これが何であるか明確でないが、流しのようなものかもかもしれない。なお廐および窓みの周辺からは、須恵および木製の転用材が集中して散布していた。

廐地1、B 2とも材の遺存率は高く、最高で地表から1.6mの高さで断材が残り、B 2では壁板が4枚検出されていた。

廐地とB 2間の東側施設

廐地東側柱とB 2の東北隅間に接して、ともにその東側にA 2櫛と同様の柵柱があつて対してたてら廐地と廐地の間をせき止められるようになっていた。これと同じ柵柱はB 2の東南隅からも出土している

B3 建物

B1とB2は軸線の合わないがきわめて隣接した建物が、44年度にB2の西側から発見されている。これを便宜的にB3として述べておこう。これは建物の床下東柱であって総計10本である。東西行に5本づつ南北に2列になってたっている。西端は2本の柱が附着してたつから、柱間では東西3間、南北1間となる。観察東西3.1m、南北1.9mある。西側の東柱は11cm×28cm前後の長方形断面のもので、東西相対してたち、いずれも上部に四角の仕口をもつ。他は底17cm前後の多角柱で、上部にも仕口を有しない。東柱はほぼ全高が遺存しており（多角柱の上面には当初の切り口が認められる）、その高さは1.2m前後ある。西北隅柱に接して2段の足がかりを残す一本作りの梯子が出土している。これが原位置にとどまっているかどうかは問題であるが、この附近に登り口があったとみてよからう。

痕跡からみて、東西行に桁をかけ、その上に根本をわたして床版を張ったものと推定されるが、その上に建物があったかどうかは明らかでない。あったとすれば南西側で西側に戸口をもつものであつと思われる。なおこの建物はB1、B2とは軸がやゝ西に振れている。

C 建物

B群建物の両側約30mのところに位置するものをC建物とする。これは41年に一部が発見されたのを機会に富権築時による調査が行なわれ、ついで42・43年の調査によって全体にわたって調査したものである。

この建物はB2建物と同じ構造形式をもつが、規模においてはB2建物より優る。しかし造材の遺存率は悪く、壁板2段目までが残して遺存していた。しかし腐朽した痕跡として壁板4段分まで残出することができた。

建物規模は、土居の裏で桁行11.8m、梁行9.0mある。点在する玉石をすえた上に土居がのせられ、土居の上にB2と同じ壁板が組まれるのである。土居は35cm×40cmと太い断面をもち、周囲にめど穴を残している。桁行土居を下にして、その上には梁行土居を渡りあごにして組む。梁行土居下には窓間ができるので、面戸として角材を入れていた。

土居をのせる玉石は総計13箇所あり、原則として隅落と戸口下に配され、一箇所は意図的に配されたかのようである。玉石は砂利質粘土層にすえられている。地業については明らかでない。

戸口は南面に3口、北面に2口、東西面に各1口の計7口あり、すべて外に開く両開戸になっている。戸口の痕跡はB2建物のそれとは異なる。ここでは敷居がなく、方立柱は直接土居にさし込まれ戸口をつくる袖摺穴も土居に穿たれており、方立柱には戸口がおかされている。戸口内法巾は、東、西、北面では92cmから75cmまでで、南面はこれより広く南面中央が150cm、その左右戸が128cmである。さらに南面中央戸口前にだけに、奇麗石のような玉石がすえられていた。こうした点からみて、この建物の正面は南面とみられる。

内部の状況は大体B 2建物と似ていた。桁行長さの約3分の1の長さの根太が、西側土居に接して3本、東側土居に接して1本、それぞれ桁行におかれて遺存していた。根太は巾20cm、厚さ10cmの厚板であって、西側では2.5mと3mの間隔で配置されている。床板は東側土居下にもぐり込んだ状態で2枚遺存していた。ほど梁行判分の長さで、巾20cm、厚さ4.5cmの材である。当初はこうした床板が根太の上に梁行に張られていたものと思われる。

南北中心線上中央より北寄りに2本と、北面戸口の内側1mのところに1本、角や丸の柱脚の材が掘立てられていた。いずれも床地面上30cm位のところで上端が水平に切断されている。これらの材は、黒色土の下の青灰色砂利層に底を立て、22cm前後掘り込まれていた。南北中心線上にある2本の材の中、南側の径32cmの丸材は長さ55cmで底部にめど穴がある。北側の長辺26cm、短辺14cmと11cmの台形断面の角材は、南側面にはり込み溝をもち、側面二ヶ所に5cm×5cmの埋木された穴がある。その中の一つは地表下にあった。これからみてこの材は転用材と考えてよいのであるが、形状・寸法からみて方立柱の全体を利用したものと見られる。これらの材がどのような目的をもって立てられたのか不明であるがこのためにこの部分には床板を張ることは難しかったであろう。根太もないところからして、あるいは中央通りは土間になっていたとも考えられる。床地面にはこぶし大の礫が散乱しており、根太周辺には木くずが多量に認められた。

つぎに南面戸口前面を約3mの巾で外方に掘り下げたところ、土詰真から南へ1.6mのところで土居に平行して東西に走る雨落を黒色土上に検出した。幅15cm、深さ5cmほどの溝で、土器や木の細片が混ったさらさらした砂がつまっていた。この溝の延長を追って、建物東南隅南方にトレンチを入れたところ、正しく延長線上に雨落ちが検出されたのである。しかし奇妙なことに、雨落ちは東側土居の延長線上までしか続かず、それより東方には延びていなかった。このことは、かりにこの建物が切妻屋根だとすれば、そば軒がなかったらしいことを示すことになる。とはいっても、一ヶ所だけの調査であるから、この点についてはなお断定を差し控えておきたいと思う。なお東部外方の地表も調査したが、この部分は水路になっていたため元地表面まで荒れていて収穫を得られなかった。

遺跡の性格

この遺跡の性格を考察する上の資料となるのは、依拠できる古記録もないので規模、建物の内容、およそ出土遺物に限られてくる。まずその規模についてみると、シラスが厚く堆積した遺跡であるため、地上からの観察は全く不可能で、その掘り込みを推定することもできないのである。しかし今までに発掘された地域が、専門家ではないにしても、ほど東西80mに及んでおり、なお遺構の出土が期待できる状態であることを考えれば、少なくとも100m四方ほどの遺跡規模をもつであろうことはほど確実である。そして建物を面すA 2橋が、かりに円形橋の一部であるとするならば現在まで知られた弧形から判断して、遺跡の直径は、少なくとも200mはあるものと考えられるから（但し幾何学的な触析はまだ行ってい

ない）。それに囲まれる地域だけでも 30,000m² をこえることになり、既発掘面積の 6 倍に達するものとなる。このように推定される遺跡の大きさからみて、遺跡がかなり大きな共同体の社会組織によって形成されたものでないかという推測が成り立つのである。

つぎに建物と細からなる構築物についてみよう。これらの特徴については別に述べるので省略するがその建物にはかなり毛色の変わったものとはいへ、系統的に見ればやはり中央文化の影響といったものが読みとれるものなのである。たゞ、A 2 棟の形状、平面はいまだ類例を見ないもので、むしろアイヌ的な要素すら感ぜられるのであるが、これとてせ細の遺構例が少ないのであるから、これを地方的特色として簡単にいいきることもできない。また類例がないといえば、諸建物の配置がある。発掘された 4 棟の建物の中、B 1 B 2 はセットになっていて軸線は共通するが他の 2 棟はそれぞれ軸線が少しづつ振れており、そして都合 3 つの軸線は南方のある一点において合するかのようになっている。即ち諸建物の配置は、南に求心的な放射状配置になっているのである。直交した軸線上に建物を配置するのが、ここではそうした常識は通用しない。結局、構築遺構については、特にその全体計画において、かなり異質な要素が混入しているように考えられる。

出土遺物としては、土器（須恵）・木製品等がある。須恵器には墨書きのあるものが数点あり、その一つは「守」の字が読めるという。中でも注目されるのは、C 建物内から発見された木簡である。すでに木簡に書かれた字はうすれて判読不能であったが、すぐれた筆跡で漢字が細かく書かれているものである。これが C 建物にあったことは注意すべきことで、別に述べるが B 1 、 B 2 が住居遺構と考えられるのに対し C 建物は、日常生活が営まれたことを示す痕跡がほとんど認められないことから、庄園的性格をもつ建物でないかと推測されることと関連をもつてゐるのである。

以上の結論として、この遺跡はかなり特異な要素をもつてはいるが、一応ある種の官衙的なものと考えができるのではないかと思う。かりに限定するとすれば郡家などが考えられるが、放射状の建物配置などを見ると、中央政府につながる役所としてはやゝそぐわない感じもあり、にわかに決められない。あるいは官邸のようなものかも知れない。城塞とみるとことは、附近の地形や柵の構造からみて適当とは考えられない。

建築遺構の性格

この遺跡が官衙的な性格をもつものだとすれば、個々の建物の性格を推断することは、遺跡全体の建物配置が明らかにされてから可能になるのである。しかしこの遺跡では、建物の下半分がそのまま遺存しているという好条件に恵まれていたため、建築の具体的な形に即して考察することができる。

遺構を構造形式から分類すると

- | | |
|--------------|---------|
| 1. 板 板 倉 形 式 | B 2 、 C |
| 2. 捩 立 柱 形 式 | B 1 、 |

3. 高床形式 B3.

の三種に分けられる。B2、Cは規模も大きく、内部には板が張られるなど造作もすぐれ、他よりも上級の建物である。B1はB2と一对になり、同じ居住機能をもちながら、構造は全く異ってかなり粗末な構造であり、内部も土間である。それは居住機能に差があるが、使用者に差別があったためと思われる。

1のものは類例が比較的多いのであるが、2つの柱、板壁とも獨立した構造をもつものは、あまり例がなく、文化14年(1817)に遺跡の米代川対岸にある小勝田から出土した埋没家屋にわずかに類例が求められるだけである。したがって、2の構造形式は、この地方に限られて用いられた地方形式とみなし得よう。そう考えると、こうした地方形式より上級のものとして、1の板棧倉形式があるということが、いろいろの意味で注目されるのである。

板棧倉を含む棧倉の遺構はかなり多い。板倉に限っても、古いものでは京都府乙訓郡大山崎町の日玉手祭來酒神社興庫(鎌倉)、奈良市春日大社宝庫(室町)などがある。これらは高床式であるが、礎石の上に直接角材をつみあげて行くせいろ造りの倉庫が、現在でも各地で用いられていることが報告されている。また板棧倉ではないが、B2、Cのような土居をもつ構造の倉を、信貴山縁起絵巻や粉河寺縁起絵巻において見ることができるから、平安末ごろにはこうした構造のものが広く用いられていたようである。このように見てみると、B2、Cのような土居式板棧倉構造は、必ずしも特殊なものではなく、むしろかなり一般的にあり得たものと考えられる。たゞ当遺構の場合、棧倉といえばすべて倉庫とされていた従来の常識に反して、居住機能をもっていることが大きな特色である。

建築形態が当遺構のものと最もよく似るのは、伊勢神宮外宮御殿であろう。御殿殿は $4\text{m} \times 6\text{m}$ の大きさで、前後間に開き戸のついた戸口をもち、地上 1.4m の東柱の上に「地の板」を組んで、その上に板棧木を組んだものである。この東柱を取り去り、他の板を太くして地上に据えた形は、B2、C遺構では最下層の壁板はそれより上層のものよりやゝ長目になっていたようであるが、こうした細部形式も御殿殿は、もちろん新しいものであるが、その形式ははゞ上代の古制を保つと考えられている。福山敏明博士によれば、御殿殿を除いた神宮のすべての社殿は、柱と柱の間に横に壁板をはめ込んだ構造になっているが、これは後世の改変によるのであって、15世紀以前では内宮外宮の正殿以外の社殿は御殿殿と同様の構造をもつものであったという。御殿殿の形式が、神宮本来の建築形式であったのである。

いま直ち当遺構のそれと、伊勢神宮の建築形式とを結びつけて考えようとする訳ではないが、この遺構が成立した時代において、神宮建築のような板棧倉形式がどのような目的をもって用いられていたのか、当遺跡との関連において考えてみる必要があるだろう。特に政治と祭祀というあたりが問題になるようと思われる。

つぎに各遺構の室内についてみよう。内部については、板棧倉形式のものは板張り、獨立柱形式のものは土間であると述べたが、いずれの場合でも内部が單一空間で構成され、柱一本たっていないことが

注目される。ただ、わずかにB1棟において戸口脇に簡単な間仕切の痕跡と思われるものが認められたのにすぎない。内部に柱がないことは、それだけ梁架構等の構造の発達を示すものである。しかし居住空間としてみると、それらは構造の発達にそぐわない貧弱ぶりである。内部施設にしても貧弱で、B1・B2では炉と竈が検出されただけであり、Cではそれらもなく何らかの用に供せられたと思われる東柱が3本、床上に立つにすぎない。こうしたことや、伴出した遺物の内容から考えると、これらの建物内において、密度の高い日常生活が営まれていたようには考えられない。それは、時代のこの地方の生活変遷を反映しているのかも知れないが、それよりもここでは一般日常の生活は営まれなかっただと解釈した方がよいのではないかと思われる。ではこれらの建物は何に用いられたかといえば、倉庫と考えることは戸口が多すぎるということによって、そしていづれも床が低すぎるという理由によって殆んど否定される。したがって、日常生活と関係がうすいという点を考慮して序屋あるいは祭祀的なものを想定することが妥当と思われるのである。

柱群および櫛について

A2の櫛外にたつ、3本を一組としてたつ一つの柱群は、この遺跡の跡の一つである。その位置から常識的には門址と考えられようが、千鳥に柱を配し両側柱上を頭貫でつなぐというその構成、およびそれが櫛列より外側にずれて位置している一方なら櫛列にある筈であるなどの点を考える一などの点を考えると早急に門址と決ることは避けべきであろう。この柱群遺構について注意される点を挙げると、第一にそれが一対として構築されていること、第二には櫛内に放財状に配置されている諸遺物の南北行跡線がこの柱群の中間に集中しているということである。これらの事実が何を意味するのかはより明らかでないが、強て考えればそれはこの遺跡の中心を示した、陰陽的な思想を表現した祭礼的施設ではないかと想像される。各柱の丁寧な仕上げ、すぐれた造形は、この構築物が重要な意義をもつものであることを示している。

櫛はA2とA3の二種がある。A2には建築群を囲う主要な櫛であり、A3は外部の附属的な櫛である。A2櫛については、板状の櫛柱に穴をうがちそれに貫板を納めるという手法そのものが珍しいものであり、あまり類例がないように思われる。たゞこの櫛柱の形状については、アイヌ人が全く同種のものを用いていることが注目される。[※]

A3櫛の用途は明らかでない。あるいは馬などを放つところの開い込み用のものとも考えられる。

[※] 鹿部岳平『北方國の家』東面建築遺書七、の写真版第43回参照。

總括

3次にわたる発掘調査を通じて知られた、4棟の建物と櫛を含むこの遺跡については、構築物が現存するという好条件にありながら、類例がない個所を多くもっているために、まだ解らないことばかりだといってよい。しかし、この遺跡は城塞でこそないが一種の櫛址であり、多種多様な建築遺構を包含し

ていることは明らかである。そうした意味で極めて重要な遺跡というべきである。

遺跡の性格を決定づけるような遺物はまだ出ていないが、種々の点から考えてこれは何らかの官衙址と見るのが最も妥当であると思う。そして遺物の上での証明はないが、祭祀的性格を附加していたものではなかろうかと推測する。この遺跡の性格を考える上で、もう一つ見逃すことができないのは、この遺跡の東北方2kmのところにある銀子の館址である。これは小高い丘上に内館を中心とする六家の館が一部をなしている中世の遺跡である。内館は、中、近世の庶民教育施設として著名であるが、その起源は伝承以外明らかでない。しかし、銀子神社に藏される什物等から、その起源は鎌倉時代まで遡り、この地方の中心的地位を保っていたものと考えられる。これはくるみ館遺跡が洪水で廃滅した後、その後身がこの場所に移ってきやがて内容が変化したものと考えることもできるのではあるまいか。

いづれにしても、根本的な解決は今後に延ばされる問題である。しかしこまでの収穫も決して少くないものではない。円弧槽、柱群、放射建物配置など遺跡の構成における特異さ、また建築造構においては板校倉の系統や高床形式の問題等に関して、今後論議を重ねなければならない多くの資料を提出しているのである。（永井規男）

3. 発掘調査で出土した植物体

昭和42年8月よりの三次の発掘も、44年8月をもって終るにいたって、この間に出土して、私の目に触れた植物体についてここにまとめて見た。

胡桃館を埋めているシラス層は、固結状態にあったことと、湿地であったことが植物体を現在までよく保存し得たのであろう。

A 植物の利用と出土状況

1 製物に用いられた植物

- a) スギ 門柱 (A1) • 土居 (B2.C) • 壁板 (B1.2.C) • さく (A3) • はしご (三次の4トレンチ) • 木片 (C)
- b) クリ、柱 (B1.B.やぐらの柱、A3の柱13本)

2 結束に用いられた植物

- a) ミズナラの樹皮 (A3)

3 木器その他に用いられた植物

- a) スギ、机 (B1) はし、文字を書いた小板など。
- b) イタヤカエデ、横つち (C)
- c) ケヤキ、木製食器 (C)

4 食用にされた植物

- a) イネ、もみ穂 (B1B2)
- b) クリミ、核の殻 (B2.C)

5 シラス層中にあった植物

- a) 葉片部、ハンノキ (C) • ケヤキ (C) その他に建物内外のシラス層に出土したが、破片となっていたので、同定することができなかった。
- b) 木部、ヤマモミヂ (三次第1トレンチ)、ブキ (A1附近)、ヤマウリシ (A1附近)
- c) 実、ブナノキ1ヶ (A3附近)

6 掘り上げられたシラスより得た植物

- a) クリの小さい木部、多數
- b) ノリウツギ、1端が焼けている幹部

7 根として発掘された植物

- a) ヤチダモ、生活地面下に自然状態、(三次2トレンチ)

8 木 炭

B1 建物の軒下、建物外部では、B2 の南側の部分、その他、シラス層の建物より南に見られた。

B 二三植物について

1 スギ スキ材の年輪の巾は密で、齊一である点からして、密生林から伐材せられ、樹令は、100年から200年以上に達するものであったと考えられる。

発掘された建物に使用された材積は、屋根の部分をふくめて、30m³ 内外で、伐材本数は節のない良質の部分だけを利用したとしても、10本内外であろうと考えられる。

2 イネ もみ穀は、B1とB2の建物内部で、間に近い限られた小範囲にあったが、これは如何なる理によるものであろうか。

もみ穀は破片となっていて、もみの正確な形態を、知ることができなかつたが、比較的大形な破片よつて、知り得たことは、無ぼう(芒)の品種で、Japonica 層であった。

3 クルミ クリミの核の破片や、半片が出土しているが、これは、ここでクルミを食べた結果によるものであろうか、これなどが、現在の胡桃塙の地名とどんな関連があるか、興味深いことである。あるいはこの地名は、埋没植物となんら関係なく、後に生じたこともありうることである。

4 シラス層の葉片の色 シラス層に入っていた葉片は、いずれも緑色を保つていて、出土後に褐色に変色した。この変色はなんであるかについて、資料の少量のために明らかにできなかつたが、葉綠素であるとするとシラス洪水は、夏期頃に発生したものであつてと推定される。

5 ミズナラの樹皮 A3のさくらの柱に、横木が結びつけられているが、樹皮のはげるのは、春から夏の末頃までである。したがつて、この部分の作られたのは、樹皮のはげる時期を見てよいと考えられる。しかし、時には樹皮をはぎ取つておき、後日に利用することも考えられるが、この場合は樹皮が乾燥して固くなつて、使用しにくばかりでなく、折れてその目的をはたさなくなるのである。

あとがき

これまで、地上の完全な植物を、時には化石植物を手がけてきた私が、初めて考古学的な植物体に、手を染めることとなつて、二三の關係の入門書を、読んだものの、まったく泥縄であった。考古学には、私が少しは興味をもつてゐるが、初めての仕事であったので、今では調査についての多くの反省を残している。

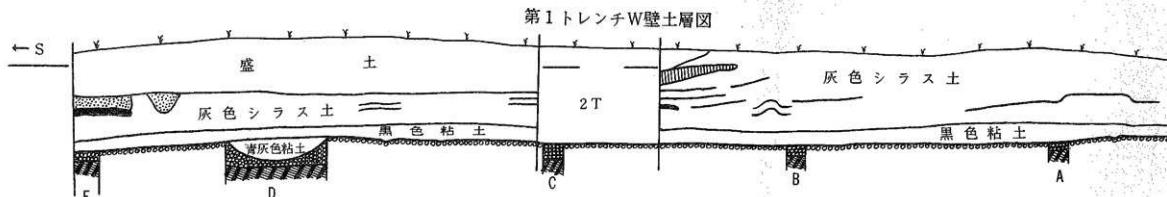
報告書を草するにいたつては、出土状況、出土品のスケッチを欠いた不完全なものとなつた。また、発掘の期間は、時々より現場にのぞむことができなかつたため、私の目からもれたものも、いくらかはあつたことを知つた。

この機会に、関係の方々の協力と援助によつて、いくらかでも、この道の勉強をすることのできたことは、私の喜びとするところである。

(松田孫治)

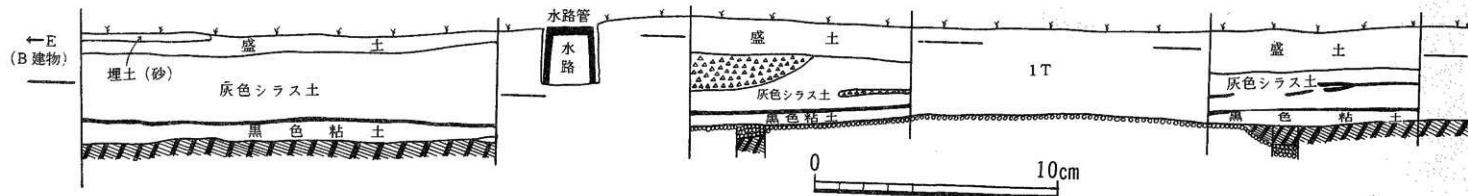
第1図 1

第3次胡桃館埋没建物遺跡
C建物南部トレンチ実測図
縮尺 1/20
水系レベル、2.55M
実測者、豊島、鍋倉。
杉淵、菅原。
本間、安田。
実測日、昭和44年8月4日

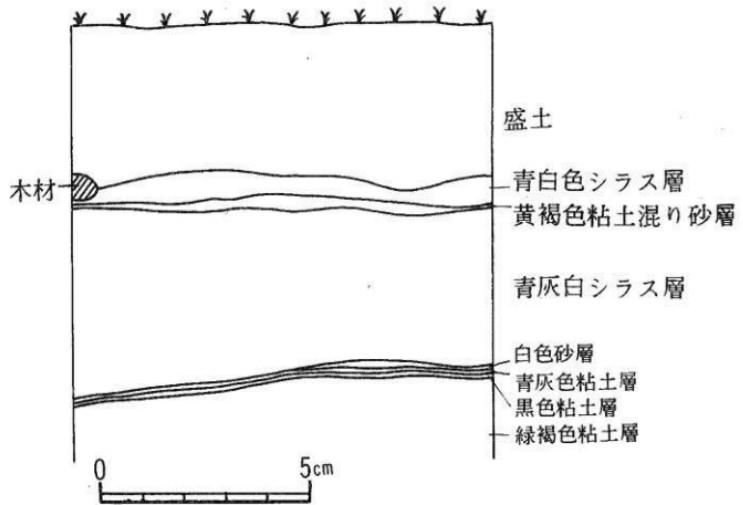


第2図 2

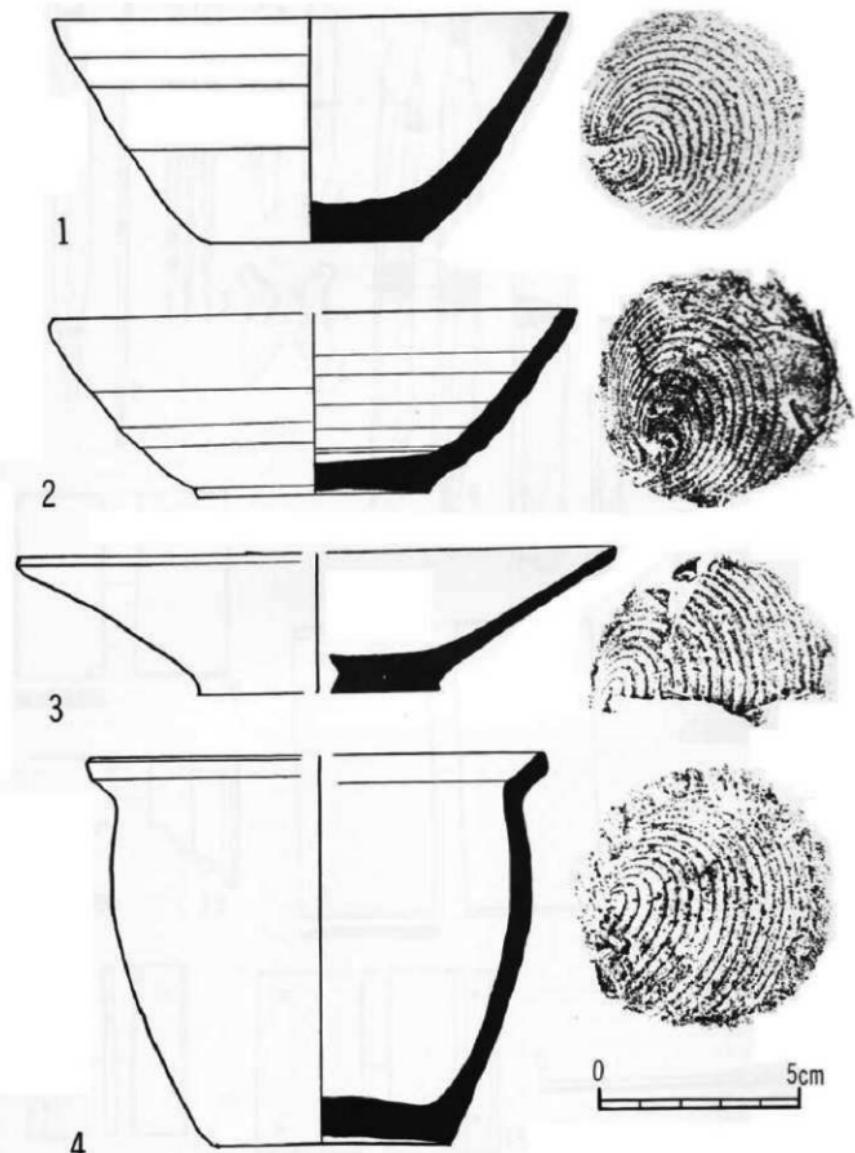
第2トレンチS壁土層図



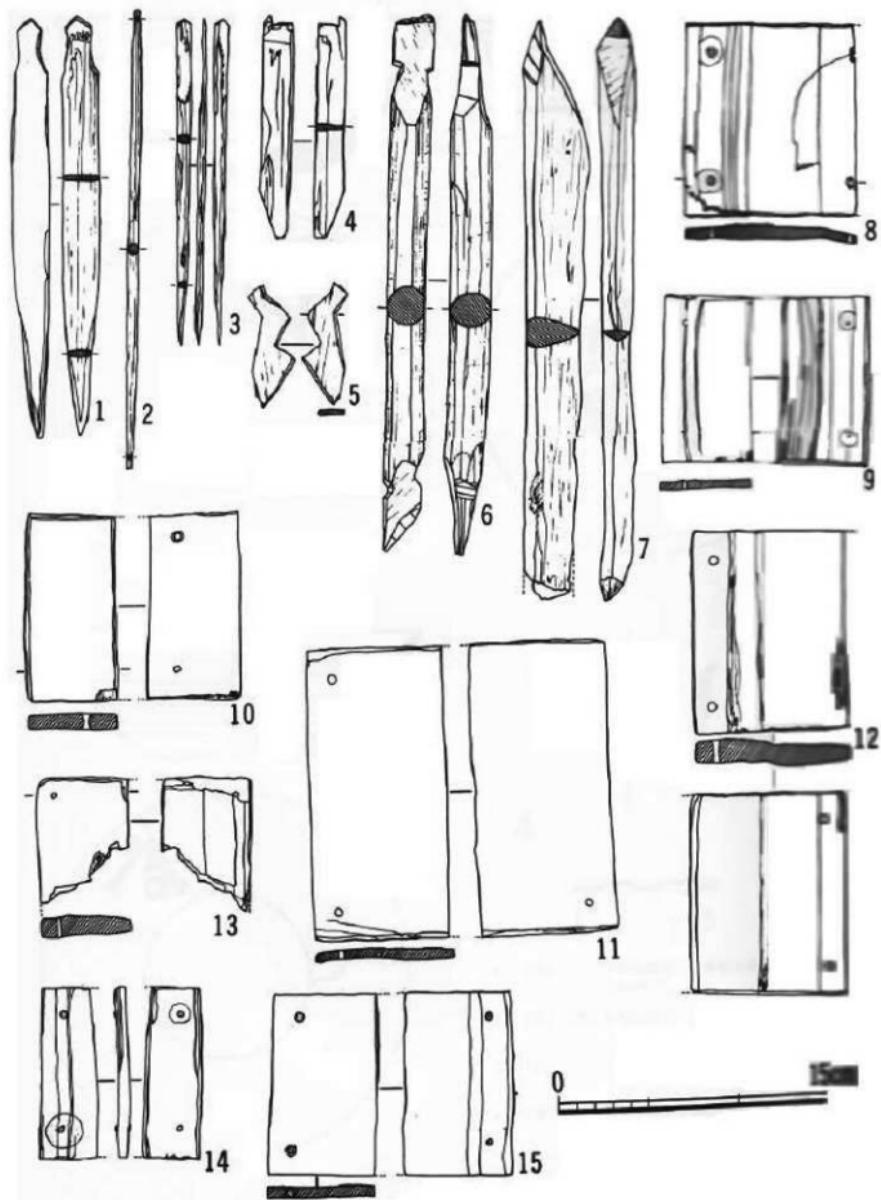
第2図 第3トレーンチ南面土層図



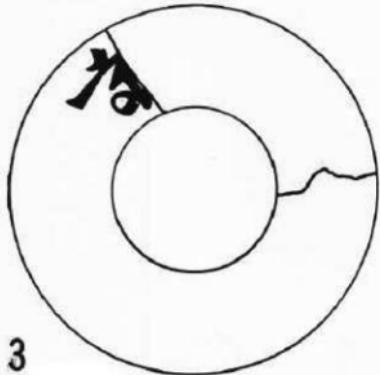
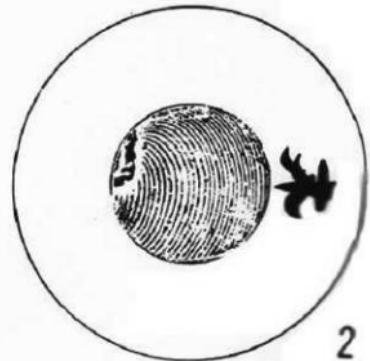
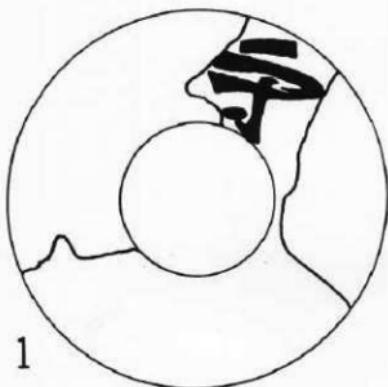
第3図



第4図



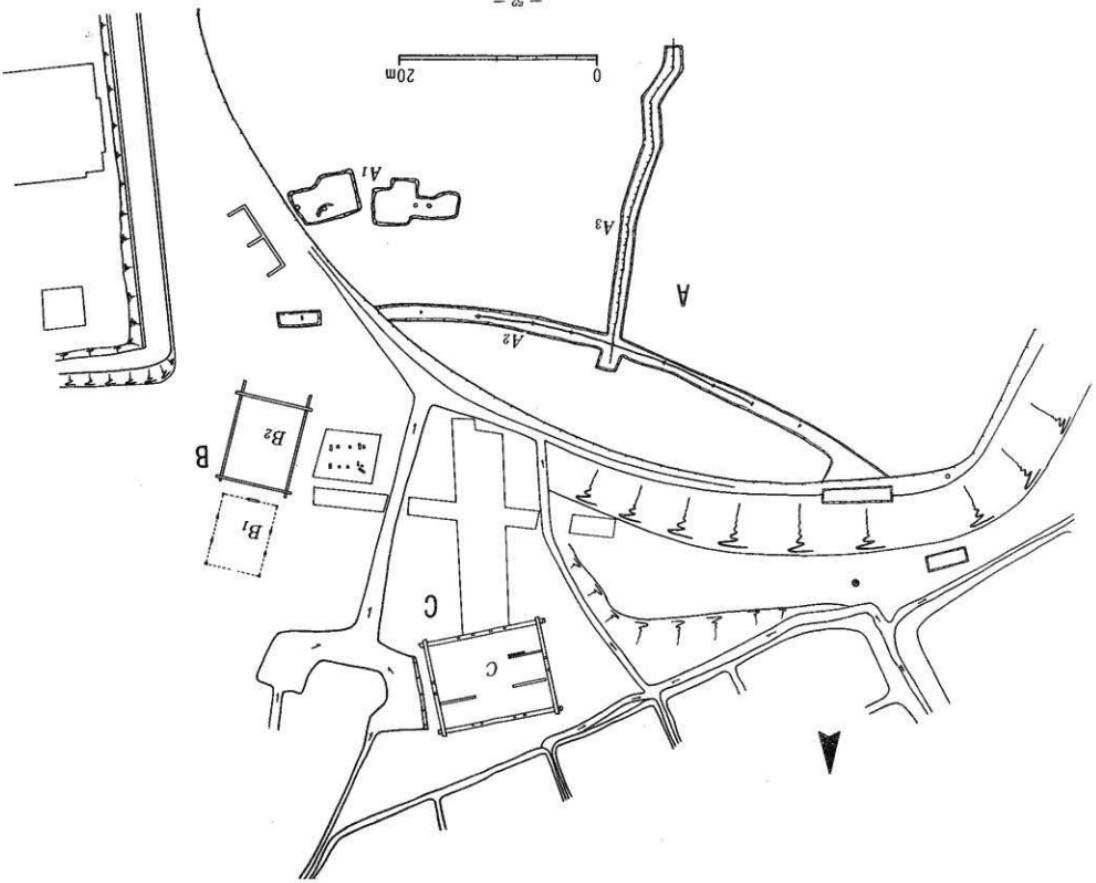
第5図



4

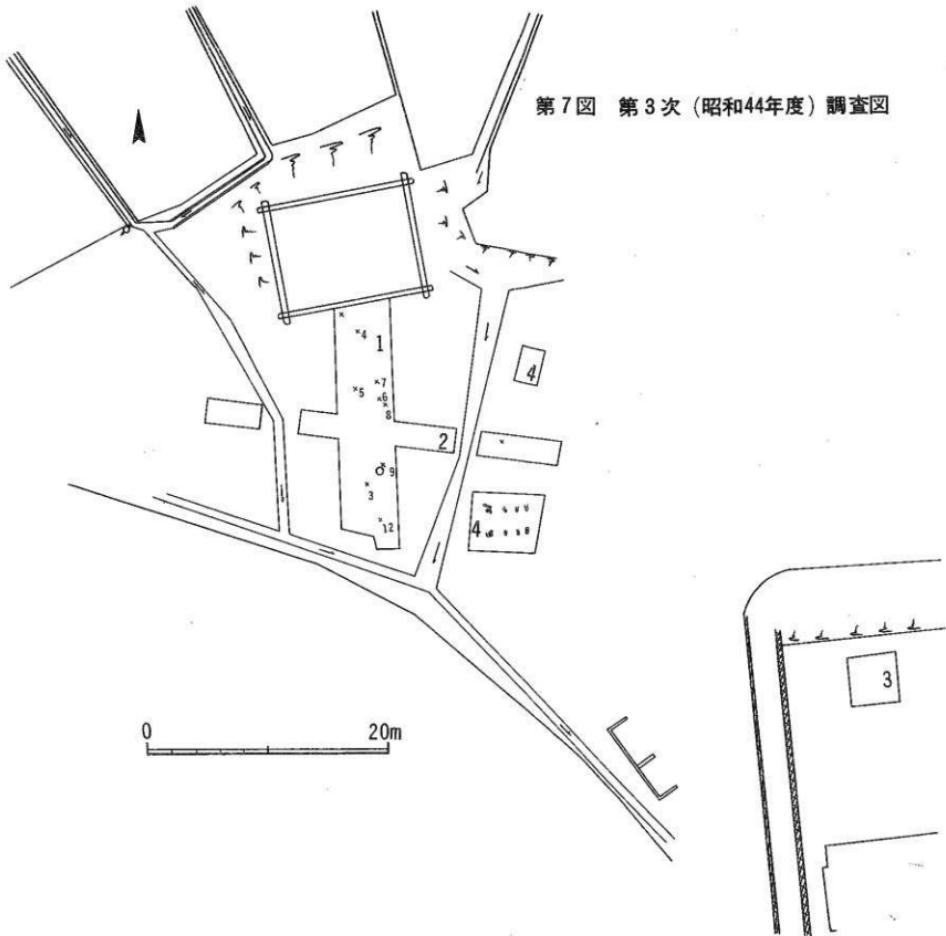


1. 「守」 S 42年出土 C 建物址東南隅土居付近
(豊能町羽ノ木)
2. 「不」「木」 S 43年出土 B2 建物址西隅内側
(+ +)
3. 「寺」 S 44年出土 B トレンチ出土
(+ +)
4. 「寺」 S 43年出土 B2 建物址南西隅
(豊能町羽ノ木)

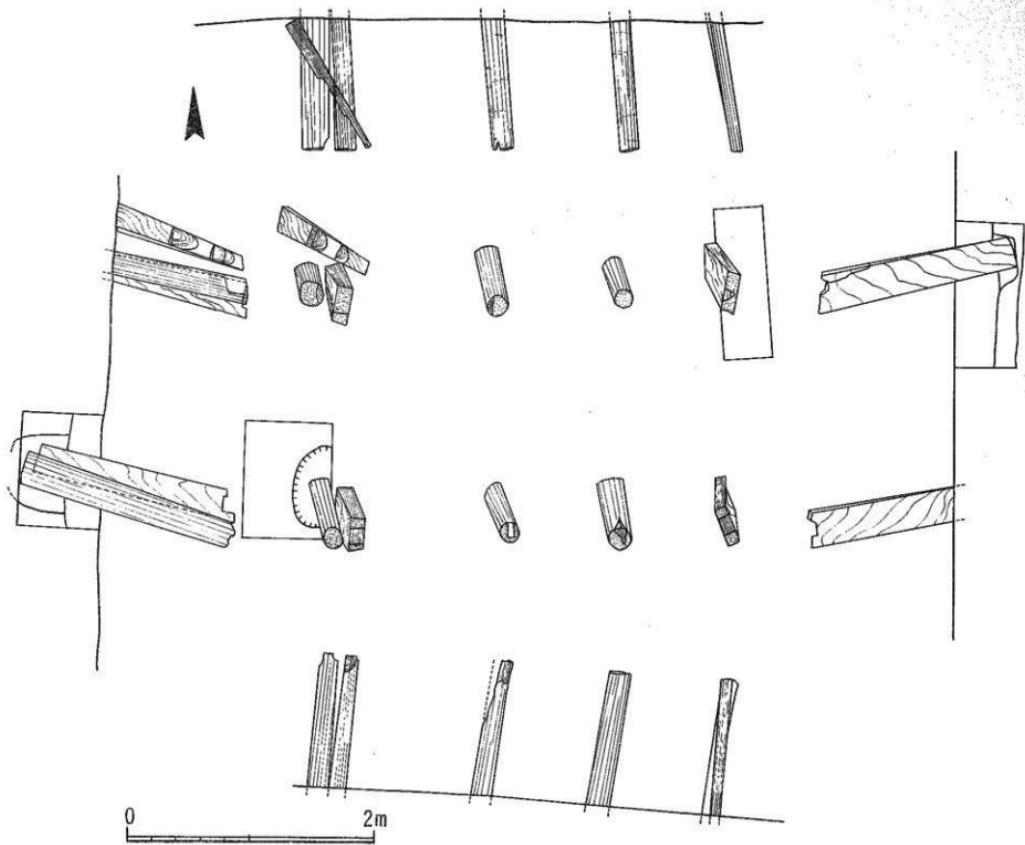


第6图 道路全貌图

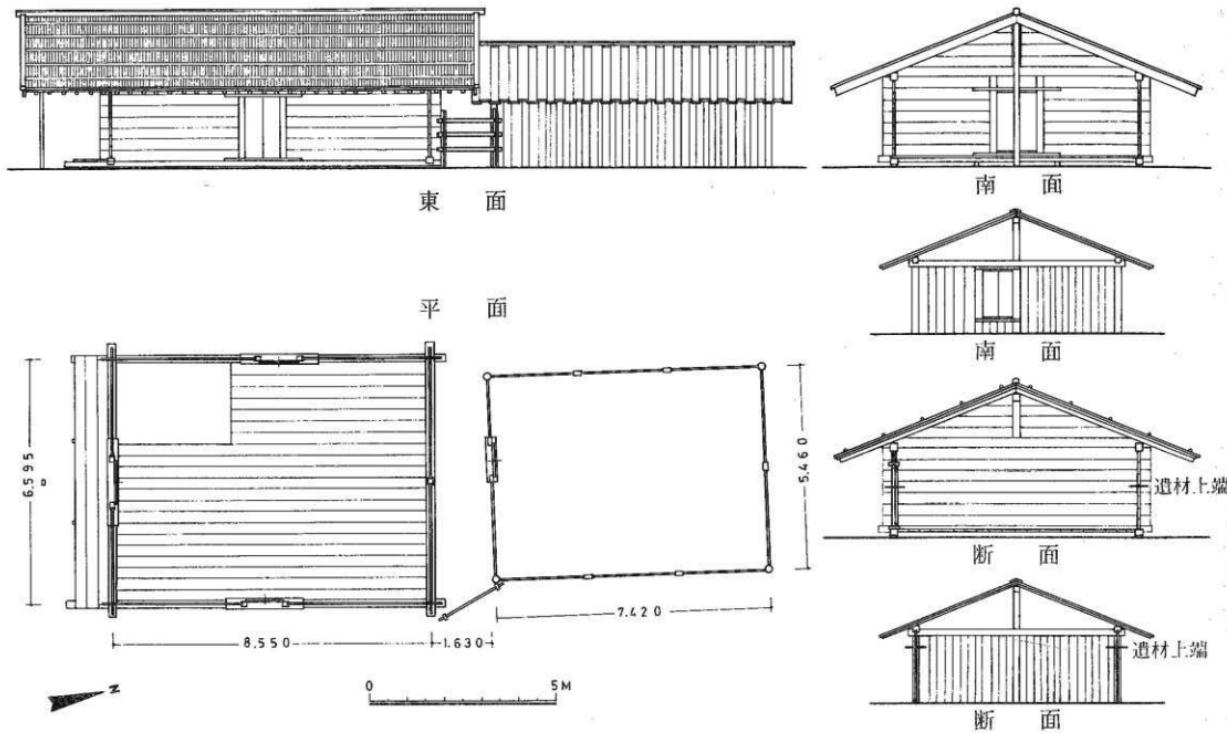
第7図 第3次（昭和44年度）調査図



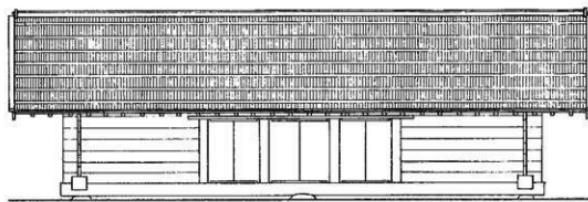
第8図 第4トレンチ発見建物



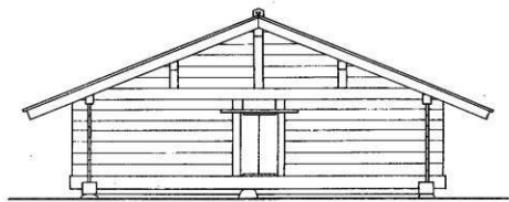
第9図 B1、B2建物復原図



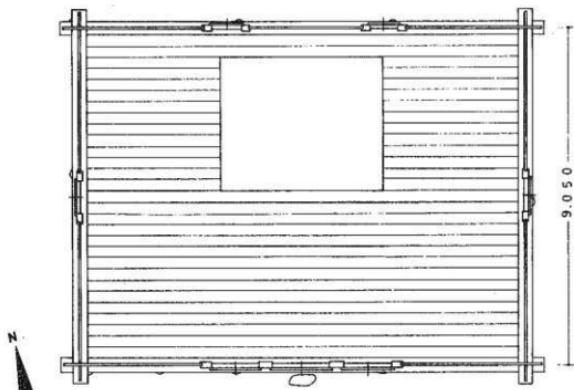
第10図 C建物復原図



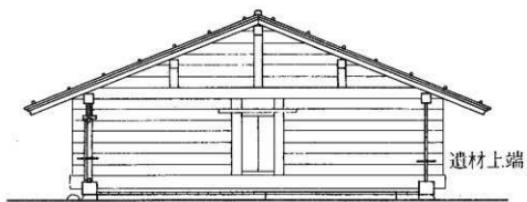
南面



東面



平面



断面

図版第1図

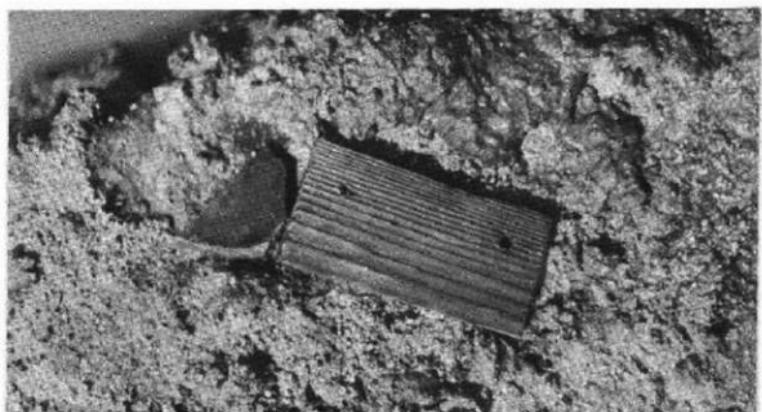


第1 トレンチ、南から写す。



第2 トレンチ、西から写す。流木出土状態

図版第2図



木器、須恵器出土状態



木器出土状態。

図版第3図



建物遺構（高床式？）西より写す。



建物遺構 東より写す。

図版第4図



建物遺構、南より写す。



建物遺構、東北より写す。

図版第5圖



建物造橋梯子の状態

須恵器

